令和　３年　第　１　回　筑前町議会定例会会議録	
招集年月日	令和　３年　　３月　　２日（火）
招集の場所	筑前町役場議会議場
開　　議	令和　３年　　３月　　４日（木）　　１０時　００分
散　　会	令和　３年　　３月　　４日（木）　　１４時　４１分
出席議員	議長　田中　政浩　　１番　寺原　裕明 ２番　柳　　雅明　　３番　持山　英幸 ４番　石橋　里美　　５番　木村　和彦 ６番　深野　良二　　７番　田口　譲司 ８番　山本　一洋　　９番　奥村　忠義 １０番　山本　久矢　　１２番　河内　直子 １３番　横山　善美
出席議員数	１３名
欠席議員	１１番　木村　博文
地方自治法第１２１条の規定により説明の為に出席した者の職氏名	町長　田頭　喜久己　　副町長　中野　髙文 教育長　入江　哲生　　総務課長　近藤　亮太 企画課長　岩下　定徳　　財政課長　神本　浩美 税務課長・出納室長　吉浦　高幸　　住民課長・人権・同和対策室長　亀田　美香 健康課長　古川　秀志　　環境防災課長　川波　剛 建設課長　堀内　明　　都市計画課長　林　浩嗣 農林商工課長　倉掛　俊一　　上下水道課長　尾籠　浩一郎 福祉課長　宮崎　宣匡　　こども課長　一木　眞澄 教育課長　橋本　照美　　生涯学習課長　福本　歓
欠席者	なし
本会議に職務のために出席した者の職氏名	議会事務局長　仲村　浩之　　議会事務局議会係長　田中　晴美

議　事　録

令和３年第１回定例会

［一般質問］

令和３年３月４日（木）

開　　議	
議　　長	おはようございます。 本日の出席議員は１３人につき、定足数に達しております。 これから本日の会議を開きます。 （１０：００）
日程第１	
議　　長	日程第１「一般質問」を行います。 質問の通告があっていますので、順次発言を許します。 ５番　木村和彦議員
木村議員	改めまして、皆さん、おはようございます。よろしくお願いします。 質問に入ります前に一言申し上げます。コロナ禍は、はや１年が過ぎました。感染対策や治療に懸命に頑張っておられる多くの医療従事者をはじめ、関係者の方々に対しましては、心から感謝申し上げます。とともに、これから始まるワクチン接種におきましては、コロナ終息の切り札となりますので、まだまだ不明な点も多くあると聞きますが、ワクチン接種に向けて対応していただきますようお願い申し上げます。 それでは、質問に入ります。 最初に、種苗法改正に伴う行政の対応について質問してまいります。 この法改正は、昨年１２月上旬に成立し、一部の規定を除き来月４月より施行されます。この改正については、様々な方々や方面から賛否両論されております。私はこの改正について、賛成とか反対とかの立場ではなく、改正の意味を関係する生産者や消費者に対して、不安や疑問を与えぬよう説明していく必要があると考え質問してまいります。 まず、改正前の種苗法を調べてみますと、平成１０年５月２９日に公布されました農産物などの種苗の開発者の権利を守るための法律である。新たな品種を育成した開発者は種苗法に基づき、品種登録を受けることができる。知的財産権の一つである育成者権が保護され、開発者は種苗を独占的に販売する権利が認められる。農家は、開発者に許諾利用料を支払うことで、新品種の栽培や出荷ができる。民事的には、育成者権が侵害された種苗や収穫物の流通の差し止めや、育成者権の侵害によって発生した損害賠償の請求が可能である。また、故意犯の場合は、懲役や罰金などの刑事罰を受ける可能性もあるとあります。 このような内容の中で、どの部分を改正する必要があったのかを調べてみました。もともと種苗法は、先に述べたことは、ゆくゆくは国内、県内、地域内の農業者の所得向上のためにつくられた法律でもあったわけですが、現行法では、優良登録品種の海外流出が防げず育成者権が侵害された上に、日本からの農産物海外輸出の妨げにもなっている。このことが大きな要因であるとのことです。 改正の理由についてはほかにもありますが、これからは、筑前町に関する問題について質問してまいります。 まず、種苗法の中に出てくる登録品種、一般品種についてですが、品種の意味と違いについて質問いたします。 また、自家採取や自家増殖の有無についても説明を願います。
議　　長	農林商工課長
農林商工課長	お答えをいたします。 まず、品種の意味と違いについてでございます。 日本の農産物には、一般品種と登録品種がございます。今までにない新しい品種を開発した場合に、その品種の開発者が種苗法に基づき品種登録をしたものを登録

	品種と呼び、一定期間に限り保護されます。 　対して、一般品種は、それ以外の品種登録されたことがない品種や、在来種あるいは品種登録期間が切れた品種を指します。 　登録品種は、今回の改正により、自家増殖を行う場合は育成者権者の許諾が必要となります。これは、あくまで自家増殖にも育成者権の効力が及ぶことを目的とするためで、禁止されるものではありません。 　また、その多くの割合を占める一般品種は改正の対象に含まれませんので、自家増殖の制限はこれまでどおりありません。自由に自家増殖ができるというふうになっております。 　以上です。
議　　長	木村議員
木村議員	ただいまの説明を伺いますと、一般品種であれば、誰でも自家増殖や自家採取が可能であり、自由に栽培できるというふうに理解します。登録品種でも品種開発者の許諾を得れば、自家増殖が可能であると理解します。ですので、農家の自家採取や自家増殖の権利を奪うものでもなく、自家採取や自家増殖が禁止されるような改正ではないと考えます。このような理解でしていくのですが、もし、私の理解に間違いがあれば後で指摘お願いします。 　では、次の質問に行きます。 　福岡県の登録品種について調べてみました。水稲では、実りつくし、元気つくし、酒米の夢一献、麦でははるさやか、ちくしＷ２号、通称ラー麦です。しゅんれい、はるしずく、ほうしゅん、大豆ではちくしＢ５号、これは新しいフクユタカの新品種です。野菜では、福岡Ｓ６号イチゴのあまおうのことです。ネギの夏元気、ナスの省太、ゴボウのサラサラごんぼなどが登録されています。 　この中で、筑前町の水稲作付面積約５割を占める元気つくしとイチゴのあまおうについて、種子や苗の流通経路を県農林水産部担当の方に伺いました。水稲の元気つくしは、県が米麦品質改善協会に委託し、ＪＡは生産者から種子の注文を受け、協会に注文する。イチゴのあまおうは、県が全農ふくれんに委託し、ＪＡが生産者から注文を受け、全農ふくれんに注文するというような経路になっているとのことです。 　では、どの時点で許諾契約を申請して許諾利用料を支払うのか質問いたします。
議　　長	農林商工課長
農林商工課長	お答えをいたします。 　現状で言いますと、水稲の元気つくしは、法改正前から既に許諾により種子の供給がなされています。元気つくしの種子は、福岡県と許諾契約を結んだ福岡県米麦品質改善協会から取り扱いの徹底を約束した上で、ＪＡを通して福岡県内の農家へ供給をされます。このとき、農家が払う種子代、この種子代の中に許諾料が含まれております。 　また、イチゴのあまおうも従来から許諾制が既に導入されています。福岡県と増殖の許諾契約を結んだＪＡ全農ふくれんを通して、福岡県内農家に親株用苗が供給されますが、その際、農家は苗を譲渡しない誓約書を提出して購入をいたします。この購入した苗代の中に許諾料が含まれております。 　このように、既に福岡県は許諾制を導入していますが、農家が直接許諾契約を結ぶのではなく、その上の許諾団体が福岡県と契約を結び、許諾団体がＪＡ等を通して農家へ取り扱いの徹底や誓約書の提出を求めるという構図になっております。そして、許諾料は種子代、苗代を支払うときにその中に含まれ支払っているという状況になっております。言うならば、福岡県は従来から許諾契約を結び、今回の法改

	正を既に先取りしてきた面がございます。 それでは、法改正でどうなるのかというところでございますが、福岡県へ現状を確認いたしますと、今のところ今のやり方の見直しは考えていないということです。 また、農水省の資料でも、登録品種の場合は現在でも許諾を受けて増殖しており、許諾契約や許諾料が見直されたとしても、農家の事務負担や許諾料の増加は想定されないと説明があっているところでもございます。 いずれにしろ、登録品種の自家増殖の許諾制の令和４年４月１日からの施行に向けて、今後国の示すガイドラインに沿って、各育成者権者から自家増殖に関わる許諾の方法あるいは条件等の品種ごとの詳細が明らかになってくると思われます。その動向を注視してまいりたいと考えております。 以上です。
議　　長	木村議員
木村議員	今の説明を伺いますと、筑前町にとって代表的な２品目は、既に許諾制を導入しているとのことで理解し、新たな事務負担や許諾利用料の増加は想定されないと考えています。 参考ではありますが、元気つくしの種子の価格は、キロ約５００円、約をつけます。あまおうの親株はワンポット２００円から３００円と聞いております。この価格の中に許諾料が含まれていると理解します。 また、説明の中にもありました登録品種の自家増殖の許諾制については、九州農政局の担当の方も、来年４月には県や国から統一したガイドラインを示すと言われていました。私も、今後の推移に注視してまいりたいと考えます。 次の質問に参ります。 登録品種の自家増殖、栽培時の注意する点、また、どのような行為が違反になるのかを質問いたします。
議　　長	農林商工課長
農林商工課長	お答えをいたします。 注意する点、違反行為の点ということで、法改正により育成者権者が輸出先の国や栽培地域など条件を指定できるようになりますが、この条件に反することはできなくなります。 例えば、元気つくし、あまおうのように、福岡県内限定の栽培指定の品種の場合は、余った苗を県外の知人に譲ったり、海外に流したりなどの育成者権者が付した利用条件に違反した種苗の持ち出しはできなくなります。違反して海外に持ち出したり県外で栽培する行為は、育成者権の侵害罪となります。 また、たとえ県内で栽培するにしても、育成者権者の許諾を得ずに自家増殖することも認められませんので、農家の自家増殖はこれまでどおり育成者権者の許諾に基づき行うこととなります。 現在は、登録品種が販売された後、海外に持ち出されることは違法ではありません。また、登録品種が自家増殖された後に海外に持ち出されることは違法ですが、農水省によれば増殖の実態が把握できないため、抑止が困難との状況です。 このため、法改正により海外流出の防止等の措置を取るとともに、併せて知的財産の流出防止という管理意識を改めて促すのも、法改正の狙いとも言われています。 登録品種のむやみな拡散を防ぎ、ブランドを維持して知的財産を守って農業振興を図るこのための法改正であり、制限を設けるものとなっておるところでございます。 以上です。
議　　長	木村議員

木村議員	説明によりますと、法改正により育成者権が生産物の輸出先国や栽培地域の指定ができるので、この条件に反することはできない。また、許諾を得ずに県内の知人に譲る行為も違反であると理解します。 このことについては、私たち農家もついやりがちな行為なんですが、特に注意しなければならない点であると考えます。 次の質問に参ります。 先ほどの説明の中でもありましたが、改めてお聞きします。法改正の影響等について伺います。生産者にとって、許諾申請手続や許諾利用料が今まで以上に負担が増すのかについて質問いたします。
議　　長	農林商工課長
農林商工課長	お答えをいたします。 育成者権者が福岡県のように行政なら、農業振興が新品種の目的であり、また、福岡県の登録品種の場合は従来から許諾制を導入しており、農水省の説明にもあるように、農業者の事務負担あるいは許諾料の増加は考えにくいと捉えています。 現に福岡県登録品種の取り扱いは、今のところ従来どおりの取り扱いになるとの考えが示されています。 いずれにしろ、登録品種の自家増殖の許諾制は、令和４年４月１日からの施行に向けて、今後国が示すガイドラインに沿って、各育成者権者から品種ごとの詳細が明らかになってくると思われます。その動向を注視してまいりたいと考えております。 以上です。
議　　長	木村議員
木村議員	つまり、今回の改正があっても、許諾利用料や許諾申請は今までと何の変わりもない。また、金銭面や申請手続等の負担も同じであると考えます。 次の質問に入ります。 今回の種苗法改正について、町としてはどのような形で生産者や消費者に説明を行うかを質問いたします。
議　　長	農林商工課長
農林商工課長	お答えをいたします。 国の法律の改正ということで、農水省のほうが昨年１２月の改正種苗法の成立以降、農業者、ＪＡ等の農業団体、都道府県等の育成者権者、流通関係者、消費者を対象に、全国の説明会、ブロック説明会を実施したり、あるいは、直接、育成者権者等の関係者に文書を送ったりして、背景や改正ポイントの周知を図ってあります。 これを受けて、育成者権者でもある福岡県においても、今後ＪＡ等の農業団体や関係機関を通して周知を図っていくとのことです。 また、直接農家と取引関係でもあるＪＡにおいても、責任を持って、農家、生産現場へ周知、説明されていくものと思われます。特に自家増殖の許諾性については、令和４年４月以降に登録品種を利用する農業者が円滑に種苗の利用を続けられるよう、育成者権者が許諾の方法や条件、紹介先等を積極的に発信する必要があります。農水省からも各育成者権者へその要請が出ていると聞いております。 今後、国の示すガイドラインに沿って、登録品種ごとの詳細が明らかになってくると思われます。そこで、当然、各育成者権者及びＪＡから、農家をはじめとした関係者への周知があると思いますが、いずれにしろ登録品種の権利が守られ、その管理運用が適切になされるよう、そして農家の混乱がなきよう、その動向を注視して、必要であれば町として何らかの形で情報発信することも検討いたします。 以上です。

議　　長	木村議員
木村議員	私も今回の法改正について、農政局担当の方に伺いました。担当の方も、今回の法改正が生産者や消費者をはじめ、多くの方々から批判を受けていることも存じておられました。 先ほども述べましたように、今回の法改正は、国、県の研究機関や種苗業者が長い年月をかけて研究開発された登録品種が海外に流出することを防ぎ、育成者権の保護を目的とする改正であって、育成者権の保護は新品種の開発を促進していきます。それは、今後、日本の農業の発展にもつながるものでもあります。また、消費者が懸念されている食の安心・安全についても守っていくとのことでした。 国際法がない中で、この法改正により海外流出を完全に防ぐことは難しいとは考えますが、抑止力となればと思っています。また、生産者の金銭的、労力的負担が過度に増加することはありません。衆参の委員会では、農家負担に配慮することを求める附帯決議が可決されています。 今回の改正は、あくまで国内、県や地域内の農業を発展させていくことが大きな目的です。改正の内容については、これからも生産者や消費者に理解いただけるよう説明対応していきますとのことでした。また、我が町としても、生産者や消費者に対して、不安や誤解を招かないよう説明、対応していただきますよう、よろしくお願いいたします。 次の質問に入ります。 米・麦・大豆生産者の支援についてです。 昨年１２月の議会で、田口議員が質問されておられましたが、昨年の米の作況指数は福岡県で８０、筑後管内で７８、この中に筑前町も含まれています。不作の上にコロナ禍の影響もあるとは考えますが、米の価格も下がっており、普通作農家の所得が減少しているのが現状です。 現在進められているスマート農業推進は大変よいことでもあります。これからの農業は若い力が必要で、大いに期待しているところでもあります。先月、私の地元の営農組合でも、スマート農業の一つであるドローン導入について話し合いが行われたところでもあります。スマート農業導入は、労力軽減に適したものでもあり、今後も普及、拡大していくべきと考えます。 昨年は米の不作や価格低下に加え、麦や大豆は天候不順が大きな要因ではあると考えますが、適期播種や適期管理ができず、品質、収量とも下がっているのが現状です。今年も米価が期待されない状況の中、麦や大豆の生産で所得を少しでもカバーできることができればと考えています。早期に普通作農家の所得アップにつながるような、麦、大豆の収量アップ、品質向上等の対策ができないか質問いたします。
議　　長	農林商工課長
農林商工課長	お答えをいたします。 まず、事業の紹介をさせていただきます。 現在、筑前町水田協議会で二つの新たな事業、国の事業でありますが、この事業に取り組んでいます。 一つは水田リノベーション事業で、転作として輸出及び加工用米や麦、大豆、野菜などに取り組む場合に、一反当たり４万円が交付をされるものです。 もう一つが、「麦・大豆収益性・生産性向上プロジェクト事業」といいまして、麦、大豆を作付する水田の団地化や、技術及び機械の導入を支援するものでございます。技術導入の支援は一反当たり１万５,０００円が上限で、機械の導入のほうは半額の補助となっています。 今年に入り、年が明けての、急に舞い込んできた事業でございまして、時間がな

	い中を本当に職員がよく頑張り、どちらの事業も申請を取りまとめて、合計金額約２億８,２００万円の申請を今行っておるところです。今、国の採択を待っているという状況になっております。 　ちなみになんですが、２月上旬に中間の取りまとめの段階では、この近辺、北筑後管内で申請が上がっているのはまだ筑前町だけという情報も耳にしております。国のほうも筑前町の計画に注目していると聞き及んでいるところでもございます。 　それから、収量と品質の向上に向けたこれは営農指導の分野になりますが、普及センター、ＪＡ、共済組合などの関係機関と連携しながら進めている取り組みになるわけですが、普通作の品質向上等の対策として、まず麦においては、暗渠排水等の排水対策、それから、タンパク値の向上のための追肥の徹底、赤カビ病防除の徹底を推奨しています。また、大豆については、やはり収量等品質の向上に向けて、暗渠排水等の排水対策や、適期播種の徹底を推奨しております。これらも引き続き、収量と品質向上に向けても進めてまいりたいと思っております。 　以上でございます。
議　　長	木村議員
木村議員	今お聞きいたしました水田リノベーションや、麦・大豆収益性・生産性向上プロジェクト事業につきましては、今の話を聞きますと採択される可能性が高いのではないかと、ちょっと期待しておるところでございます。 　また、採択されれば、農家は決められた農作業、作業記録や写真などを提出する義務があると聞いております。そのところについてはしっかりと農家に説明していただきたい。よろしくお願いいたします。 　では、次の質問に入ります。 　水稲作付面積の今後の推移についてです。 　令和３年度の水稲作付面積は約１,２００ヘクタールと、昨年度と同様の作付計画です。３年度の作付計画は既に決定し、現在、各生産者から作付計画書が提出されております。 　今年の作柄や作況を見て、次年度以降方向性を考える必要があると考えますが、どのような方向性を考えてあるのかお尋ねいたします。
議　　長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 　水稲作付面積の配分は、国が需要と供給のバランスの情報提供を行い、それを参考に福岡県が配分面積を決定しています。 　令和３年度の水稲作付面積については、全国的には減少となるところもございますが、福岡県は令和２年度の作況指数が不良と悪かったために、議員おっしゃられましたように、現状維持にとどまったという状況でございます。 　これを長期的に見ますと、全国そして筑前町、年々、水稲作付面積の減少という傾向が見えてまいります。全国的に米の消費量の減少傾向が続いており、水稲作付面積の長期減少傾向は、この先も見込まざるを得ないのではないかと思っております。 　このことを前提に考え、農業収入を確保するためには、ある程度の面積が必要な米、麦、大豆だけではなく、例えば、高収益型の園芸作物に取り組めないか、生産物に高付加価値をつけて販売する６次化に取り組めないかなど、農業収入を確保するための取り組みをこれまで進めてまいりました。 　これからも、引き続き園芸施設や省力機械等の整備を進め、収益性の高い園芸産地の育成を図るとともに、付加価値の高い農産加工品の開発等ブランド化など、６次産業化の取り組みや起業を推進して、所得向上を目指して取り組んでまいりたい

	と思っております。 以上でございます。
議　　長	木村議員
木村議員	今の説明では、水稲作付面積は徐々に減少傾向にあるとのことでしたが、今の状況を踏まえると致し方ないことではないかと思っております。 ただ、圃場によっては、水稲しか作付できない湿地圃場も多くありますので、一律に作付計画を出すのではなく、圃場を見ての対応をお願いいたします。大変な事務作業にはなると思いますが、ぜひ考慮していただくようよろしくお願いいたします。 今年１月末、筑前町の人口が３万人を超えました。特段に喜ばしいことと感じ得ます。これもひとえに、町長をはじめ行政に携わる皆様方が、未来に希望あふれるまちを目指して行動された努力の結果であると思います。 また、農家も「とかいなか筑前町」の自然環境をできる限り守って、住みよいまちづくりに貢献してきました。コロナ禍の中、これからどのように変化していくのか分かりませんが、この自然豊かな筑前町の環境を守っていくことには変わりはないと考えます。農業を一つの公共財と位置づけ、これからも普通作農家の支援をよろしくお願いいたします。 町長、もしよろしければ一言お願いします。
議　　長	田頭町長
町　　長	お答えいたします。 事業内容につきましては、今、農林商工課長が申し上げたとおりでございます。筑前町として、２２世紀へ残すべき遺産は何か、それは私どもが今テーマとしております、食とやはり平和だろうと思っております。その中でも、農業というものをしっかり大切に守っていくんだ、活用していくんだという考え方を基本として、まちづくりは進めるべきだと、それが本町が目指すとかいなかのまちづくりができるんだという強い信念の下で、磨きをかけて後世につないでいきたいと、そのように考えます。 以上でございます。
議　　長	木村議員
木村議員	今、町長がおっしゃられましたように、私も一農家として一生懸命やっておるんですが、なかなか今の状況は、農家の高齢化、農家の人口減と、非常に苦しんでおります。ただ一つ、コロナの影響もあるのかもしれませんが、若い方が脱サラで、一人、二人、三人と増えてきているのも事実です。ですので、ぜひこれからも農業支援のほど、ひとつよろしくお願いします。 これをもって、一般質問を終わらせていただきます。
議　　長	これで、５番　木村和彦議員の一般質問を終わります。
休　　憩	
議　　長	ここで休憩をいたします。 １０時５０分から再開をいたします。 （１０：３４）
再　　開	
議　　長	引き続き、会議を行います。 （１０：５０）
議　　長	２番　柳雅明議員
柳　議員	おはようございます。 一般質問通告書に従いまして、質問させていただきます。

	現在、コロナ感染症の真っ只中です。約１００年前、第一次世界大戦のさなか発生しました未知の伝染病で、後にスペイン風邪と言われた感染症の特集をテレビで見ていました。当時は、まだウイルスの存在を発見できなくて多くの死者が出たそうです。未知のウイルスとの闘いということでは、現在とよく似た状況を呈しているようです。 日本では、特に農村部は医者の数が少なく、また情報も限られていたため、対応が遅くなっていったそうです。当時は国民皆保険もなく、高額な医療費を払うことができる人は、農村部では一握りの人たちだけということでした。 この番組の中で問題にされていたのが、現在のコロナ感染症を見ると患者の状態の数字ばかりを追って、個々の人々の置かれている状況にあまり目を向けていないということへの懸念でした。罹患した一人一人はそれぞれの状況があり、その人に寄り添った治療法と治療中の観察結果があり、また、そこを掘り下げることで治療の目安が発見される可能性があると述べていました。 ＳＮＳ等で感染者に対しての誹謗中傷が問題になっていますが、今こそその人の立場になって共に助け合い、励まし合い、言葉をかけることが、病気とは別の心の支えになる治療だと考えています。 これからは、地域のかかりつけの医院が重要になってくると思っております。コロナ感染症の心配をしていても、検査される人は自覚症状がある方で、基準に該当している方のみで、心配でお尋ねしたい方がたくさんいらっしゃると思います。その心配を受け止めていただくのが、地域医療に携わる医院だと思っております。様々な制度上の制約があるとは思いますけれども、住民の安心の下支えとなる医院としてのご活躍を心からお願いしたいと思っております。 今後も様々な感染症が発生してくることが予想されます。その最初のよりどころを地域医療の医院で受け止め、患者の観察記録等を通して、病名や治療法を解明する力を発揮していただきたいものです。 今、薄れがちな自助、共助、公助のうちの共助が、これから、現在、そして未知のものに対する、私たちの生活にとって大事にしなければならない一つのキーワードではないかと考えております。 それでは、質問いたします。 コロナ感染症対応で忙しいさなか質問することにいささか迷ったのですが、今だからこそ質問しなければとの思いでこうしてお伺いしている次第です。 住民の方にすれば、疾患の既往歴がある、果たしてワクチンを接種して大丈夫なのか、いつ自分に接種時期がやってくるのか、できれば早くお願いしたいなどと、それぞれに心配されている方がいらっしゃると思います。やはり、頼りにするのは、いつもかかりつけにしている地域の医療機関と思います。かかりつけ医のアドバイスがどれほど安心を生むか計り知れないものがあると思っております。 今後この問題で、地域医療関係は様々な形で町との関わりを持つことになっていくと思います。町はどのように連携して乗り越えていこうとしているのかお尋ねいたします。 また、さらに、この未知のウイルスとの闘いでどのように対応してきたのか、その中にはたくさんの気づきと反省があると思います。まだまだ道半ばとは思いますが、ぜひその資料を後世に残していく準備も併せてしていってほしいものです。担当課長のご意見をお伺いいたします。
議　　長	健康課長
健康課長	２点のお尋ねについてお答えしたいと思っております。 まず、最初に、今後の感染症対策の一つとして、これまでの対策実績等の活用を

	どう考えていくかということを先にお伝えしたいと思っております。 　新型コロナウイルスは誰もが経験したことがない感染症でございます。いまだ収束も見えてない状況でもございますが、今後も国民の生命、健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症は全国的に蔓延等があり、医療提供体制に重大な影響が及ぶ事態が今後も発生するかもしれない進行感染症の発生時に、町としてどう対応、対策するかは非常に重要なことであろうと考えております。 　したがいまして、国や県などの指導等、随時あるかとは思いますが、今回の新型コロナウイルスで対応、対策したことは、現在２２回開催の本町新型コロナウイルス感染症対策本部会議の実績をはじめとした資料、データ保存もしておりますので、終息後、改めて整理等を行い、今後の新興及び再興感染症対策の一つとして保存、活用していきたいと考えております。 　次に、身近な医療機関としての連携をどう構築していくかというお尋ねでございます。非常に大切なことというふうに考えております。 　令和２年６月の河内議員の一般質問でもお答えしたということがございますけれども、新型コロナウイルスの影響で取り組みは遅れておりますけども、現在、団塊世代が７５歳以上となる２０２５年時点の人口減少や、医療ニーズを踏まえつつ病床の機能分化や在宅医療の充実などを目指す地域医療構想が、全国都道府県において２次保健医療圏を構想区域として策定、取り組みが行われている現状がございます。 　この構想で示された将来の医療需要の見通しを踏まえながら、医療提供体制の確保に関する取り組みを示す第７次福岡県保健医療計画というものがございます。この中で感染症については、感染症の発生予防及び蔓延防止並びに感染症患者に対する良質かつ適切な医療の提供等の感染症対策を、総合的に推進していくということが示されてはおります。 　しかしながら、今般の新型コロナウイルス感染症の発生で事態は急変し、新型コロナウイルス感染症を踏まえた対応、対策状況や、今後の新興・再興感染症の感染拡大に備えた取り組み、病院と診療所の機能分化、連携、かかりつけ医との機能の在り方などを加えられ、地域医療構想の議論が、現在新型コロナで予定どおり進んでおりませんが、国、地方等で行われ、県内では２次医療圏でございます朝倉地域でも議論の展開が進む予定となっております。 　また、本町第２次総合計画の中の、健康で生きがいのある暮らしの実現をはじめとした「支える」では、地域医療で地域住民の健康づくりに尽力いただき、支えてくださっている身近な医療機関として、かかりつけ医の先生方の力が大いに必要でもございます。このことからも、町内医療機関との連携は大切というふうに考えております。 　いずれにしましても、構想に係ります医療計画を含め、中長期的に見ていく必要もございますので、今回の新型コロナウイルスの感染症だけに特化することなく総合的な視点と捉え、今後の国、県の動向に併せて、地域での会議では本町としての意見も伝えるなどを行い、地域医療連携体制の確保に努めていきたいというふうに考えております。 　また、必要に応じての対応とはなりますけども、町長からも、県町村会等を通じての提言等の活動を通じ、地域医療連携体制確保への活動もお願いしたいというふうに考えて思っております。 　以上でございます。
議　　長	柳議員
柳　議員	その件、よろしくお願いいたします。また新しい未知のウイルスが、温暖化現象

	によりまして、永久凍土から発見されたとの報道もあっております。これからも様々な形でのウイルスとの闘いがあると考えております。どうか、住民の方の安心・安全を守るためにも、伝えていってほしい事象と考えております。どうぞよろしくお願いいたします。 　それでは、次の質問に移らせていただきます。 　次の質問は、世界的な温暖化に対する本町の在り方についての質問です。 　今後ずっと取り組んでいかなければならないのが、地球温暖化対策です。CO_2削減、カーボンニュートラルの課題は、私たち全てが真剣に取り組まなければならない地球規模の大きな問題です。 　本町は、平成２０年に環境基本計画が策定され、２４年度に中間見直しがなされ、２９年度に第２次計画が策定されております。 　国の環境基本法３６条に、地方公共団体は、国の施策に準じた施策及び地域の自然的社会的条件に応じた環境保全のために必要な施策を、総合的かつ計画的な推進を図りつつ実施すると規定されております。この規定に沿うために、本町は総合計画策定のための住民アンケート調査の結果で、自然環境の豊かさに対する満足度が最も高く、環境を重視したまちづくりが望まれると結果が出ております。それにのっとり、政策目標の第１の柱に、魅力ある住環境づくりの推進と位置づけております。 　筑前町環境基本条例で環境行動計画を策定して、住民をはじめ事業者や行政の役割に応じて取り組むべき行動を規定しております。その中の一つとして、地球温暖化対策実行計画があります。化石燃料の大量消費によって、二酸化炭素などの温室効果ガスの濃度が増加しております。気象庁のホームページでは、朝倉市で平均気温が過去２０年間で最高１.３度上昇しております。今後、温室効果ガスを抑制する努力を怠るとさらに上昇して、地球規模の大災害になることが予想されております。 　地上の熱を成層圏へ放出するはずの一部を、温室効果ガス、二酸化炭素、メタンガス、一酸化二窒素、代替フロンなどが吸収して、また地球に戻す働きをしているそうです。温室効果ガスは適度に地球を温め、私たちが日々の生活のための温度を上手に保っているのですが、そのバランスの均衡が崩れかかってきているのです。 　その代表が二酸化炭素です。温室効果はメタンガスの２０分の１、一酸化二窒素、農作物の肥料の３要素の一つで窒素ですね、の３００分の１程度と言われているのですが、量の多さが圧倒的に多くなっているのです。 　二酸化炭素とは、空気中の酸素と炭素、炭素としてガス、灯油、ガソリン、石炭が燃焼することで熱エネルギーとCO_2を発生します。これらは全て生活に欠かせないものから発生させているのです。 　また、先頃、テレビのドキュメンタリー番組で、メタンガスは、今までは北極圏の永久凍土内に閉じ込められていたものが、温暖化により凍土が解け始め、大量のメタンガスが地表に放出され始めているとのことです。 　窒素にしても農作物の育成に必要なので、田畑で使われているのですが、耕すことで空気中に拡散されているとのことです。 　さらに、温暖化現象により、地表は乾燥して大規模な森林火災が発生して、CO_2が大量に大気中に拡散されています。これらのガスの排出量をいかに抑えるかが、これからの地球環境を改善していく鍵となるそうです。 　二酸化炭素について言えば、とても悪いもののように思われますが、私たちの生活には欠かすことのできない大切な気体でもあるのです。人間の呼吸中枢をつかさどり、人体の環境を調整する役目や、植物成長のために必要な炭水化物を光合成で作成するときにお手伝いするのに必要なものでもあります。

	また、あらゆる産業が発展し、ものをつくり出していくためには、必ずエネルギーが必要であり、その結果として必ず二酸化炭素の排出を伴ってきました。 この二酸化炭素削減のための問題を解決する手だて及び対策として、適応策と緩和策が考えられています。 適応策とは、温暖化現象に適応するために様々な改良を加えて、問題を一歩ずつ解決していく手段のことです。しかし、これはどこまでいっても際限がないと思っております。 緩和策とは、温室効果ガスの使用を削減することと吸収することです。これから、私たちが将来にわたり重点的に実施していく項目となります。 １、自然環境の保全を考えます。森林資源の保全と再生により、二酸化炭素を吸収する仕組みです。 しかし、現在の森林資源は、戦後、経済復興のために植林していったのですが、木材自由化で外国から安い木材が輸入され、国産材の価格が低迷し、木材そのものの価値が下がってしまい、山林の手入れをする意欲が薄れてしまっております。本来なら、山林所有者は森林の手入れをすることは森林法で義務づけられているのです。しかし、私たちの地区でも、森林所有者が高齢になり、後継者のほとんどが山に興味を抱いていないのが現状です。 森林組合を組織しているのですが、国有林の分収造林の契約、継続の調査にも後継者がいなく、手入れ等の労力を考えると難色を示している状況です。国は、森林経営管理法や県とともに森林環境税を創設しているのですが、木材の価格を上げない限り、現状よりさらに悪化した山林になるでしょう。そのためにも、町は山林を復活する施策を打ち出さなければならない時期に来ていると考えます。 県は、県産材の使用を推進しております。公共建築物はなおさら積極的に木材を使用した建築を目指すべきですし、林野庁も木材建築物に対しての多くの補助を考えております。山林の本来持っている魅力や役割を発揮できる環境を整えて発信することは、CO_2削減対策に寄与できると考えております。 ２、ごみの減量と資源化を考えます。分別して有効なものはリサイクルするシステムをつくり、燃焼の減量を図る。家庭ごみの分別を必ず実行して、資源化を目指す。また、他市町村ですね、大木町や築上町が実施しているごみの循環型リサイクルシステムなどの導入検討や、再生可能エネルギー、太陽光、小水力発電、バイオマスなどの推進などがこれからの課題と考えます。 ３、教育現場では、児童生徒の啓発により、温暖化を理解させることを考えます。学校現場でも、電気の使い方、水道の使い方、食料の大切さ、無駄遣いの削減などで、温室効果ガスを減らす手だてとなることを理解させる。 ４、住民意識の変革を目指します。社会教育の一環として、公民館活動を通じて広く住民に周知するため、社会教育主事を中心とした社会教育士を育成して、環境についての啓蒙を中心とする省エネ対策に対する住民意識の啓発を推進する。さらに、地域でのCO_2削減を目指すネットワークを構築する。 ５、当町の産業は農業を主体とした田園地域です。先にも述べましたが、稲、麦わらなどは、地中にすき込むことで分解してメタンガスを発生します。また、施肥により窒素分が多量になると、一酸化二窒素の発生が起こります。生産者にとっては、麦わら焼却もできないし、すき込みも制限され、施肥の制限があれば生産性が大きくダウンして、死活問題になって、到底納得できないということになります。生産、産業構造を改善することに取り組むにしても、ＩｏＴなどのＩＣＴ機器を使った農業は多大なコストが予想され、個人での経営基盤が損なわれるおそれがあります。農業経営と温暖化対策には相反する事柄がたくさん存在します。

	町は他の分野とともに、農業分野における第４次産業としての位置づけをどのように構築していくのか。脱炭素社会を目指すことと併せて研究していく大きな課題とも言えます。 国が２０５０年までにと掲げております二酸化炭素排出制限、限りなくゼロの目標達成には、かなりの覚悟を持って国と一緒に取り組まなければならない国民最大の課題と考えます。１００年後の地球を想像したとき、このまま行けば人間生活に何らかの大きな支障が訪れると危惧しております。 人は弱いもので、現在のこの文化的な暮らしを継続したいがために、大量消費の習慣をどうしても怠りがちです。目の前に迫った問題を、現在を生きる私たちに突きつけられた課題として解決していきながら、次の世代へと引き継いでいかなければならないと考えています。 それでは、質問いたします。 まず、第一に、自然環境の保全としての森林関係についてお伺いいたします。
議　　長	環境防災課長
環境防災課長	お答えいたします。 議員のご質問の中で、様々な課に該当するものがあるようでございますけれども、冒頭の中で、まず環境問題の関係について、私のほうからご回答申し上げたいと思います。 議員がおっしゃいましたように、本町におきましては、筑前町環境基本条例第９条に基づきまして、環境行政のマスタープランであります筑前町環境基本計画、同条例第１０条に規定されております計画といたしまして環境行動計画を平成１９年に策定をし、これまで２回見直しを行い、平成２９年度に第２次筑前町環境基本計画の策定に至ったところでございます。 環境行動計画におきましては、住民、事業者、行政の各主体における行動方針が示されておりまして、行政の行動方針の一つといたしまして、地球温暖化の防止が位置づけられているところでございます。 様々な施策につきましては、関係課と連携を図りつつ実施をしてまいったところでございまして、個別に関わる具体的な事業推進につきましては、議員ご質問のとおり、幾つかの課にまたがっておるようでございますので、関係する課のほうから回答を申し上げたいというふうに思います。 以上です。
議　　長	農林商工課長
農林商工課長	お答えをいたします。 自然環境の保全に向けた森林施策ということで、ただいま環境防災課長が述べましたとおり、環境行動計画の中の行政の行動方針に沿って、森林区域の保全、風倒木の適正な処理、竹林の拡大防止、森林の保全、整備に向けた取り組みとして、以前から福岡県荒廃森林整備事業、公有林整備事業に取り組み、昨年からは森林環境譲与税を利用いたしまして、森林経営管理制度に基づく町の計画がスタートしています。 町内に森林を保有する方に対して意向調査をして、結果を基に所有者と林業経営者をつないでいくという計画でございます。ただいま、この計画は全力を挙げて進めているところでございます。 それから、本町には、ふくおか木質バイオマス発電所がございます。これまで間伐の際に利用されずに切り捨てられ放置されていた木材も、町内森山で稼働しているふくおか木質バイオマス発電所、ここを利用すれば燃料として利用することができるため、間伐のような山の手入れなど、適正な森林管理が促されることが期待さ

	れます。地域の未利用資源を生かした再生エネルギー事業による森林活性化を図る地域資源バイオマスとして、林業も活性化し、水源涵養、防災などの機能も発揮され、森林保全への貢献が大いに期待されるところでございます。 　今はまだコロナの影響で外出がままならない状況でございますが、制限がなくなったときには、積極的にこの施設をＰＲいたしまして、ぜひとも施設に足を運んでいただき、地域の未利用資源を利用した自然エネルギーの発電サイクル、その目で多くの方に見ていただきたいと思っております。 　以上でございます。
議　　長	柳議員
柳　議員	森林についてちょっとお話ししたいと思いますけれども、間伐材を使用する、切り出すために、自分も地元の森林組合をしておりますけれども、林道がないんですよ。環境贈与税、それで林道の作製をして、より搬出が安価でできるように、そうしないと、搬出料のほうが木材代より高くなってしまって、マイナスのほうになってしまうんですよね。ですから、そういう林道計画をしっかり立てていただいて、地域に貢献できるような林道計画を立てていただきたいと思っております。以上です。 　次に行きます。 　次の質問ですけれども、ごみの資源化についてお伺いしたいのですけれども。
議　　長	環境防災課長
環境防災課長	お答えいたします。 　ごみの減量と資源化の取り組みについてかと思っております。 　先ほども触れましたけれども、環境行動計画におきましては、循環型社会の構築を目指し、ごみの減量と資源化の推進を図るべく、１２項目の方策を掲げさせていただいております。 　中でも、行政区によります１８分別の取り組みにつきましては、長年の経験から多くの方に認識を持っていただくよい機会として、定着した活動となっているところでございます。 　ほかにも、生ごみ量の抑制策といたしまして、生ごみ処理機の導入補助、小型家電の再資源化、リサイクル工房によります再使用といった、リサイクル、リデュース、リユースの３Ｒを推進しているところでございます。 　令和２年度の具体的な内容といたしましては、２月末の現在で、地域及び住民の方を対象とした可燃ごみ集積所設置事業費補助金交付を３か所、１０万３,０００円余、生ごみ処理機等の購入費補助金交付を９件、７万１,０００円余、古紙等の集団回収奨励金交付を登録団体数５９団体に対しまして３５９トン、２５１万２,０００円余、資源ごみ等分別収集施設整備補助金交付を５件、１０８万２,０００円余の事業推進と併せまして、事業所を対象といたしました減量化計画書の提出及び訪問指導を実施しているところでございます。 　また、政府は、昨年１０月２６日に開会いたしました臨時国会において、議員ご指摘のように、２０５０年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、２０５０年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを表明したところでございます。 　現在あります第２次筑前町環境基本計画の中でも、先ほどご指摘いただいたように、中間見直しを今後もやる予定でございます。時期の見直しが令和４年度に控えておりまして、今日まで推進してきました事業検証を行うとともに、全国及び県下の動向を見極め、有効で実効性ある方策を今後検討してまいりたいと考えております。

	また、地球温暖化対策の推進に関する法律第２１条第１項に基づきまして、第三次筑前町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を平成２９年度に改定し、計画で位置づけられました温室効果ガス排出量削減目標、最終目標は令和１２年度でございますけれども、排出量を平成２５年度比で４０％削減、中間目標といたしまして、令和４年度になりますが、排出量を同じく平成２５年度比で３０％削減を掲げて、継続した取り組みを推進しているところでございます。 先ほども触れましたように、環境基本計画同様に令和４年度において中間見直しを行う予定でございまして、既存事業の検証及び目標達成に向けた効果的な施策を検討し、併せて推進してまいりたいというふうに考えているところでございます。 以上で回答に代えます。
議　　長	柳議員
柳　議員	令和４年までに３０％の削減ということで目指していらっしゃると思いますので、ぜひ実現していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。 第３番に、教育現場についてお伺いいたします。
議　　長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 小中学校における環境教育の現在の取り組みにつきまして、ご説明いたします。 小中学校の学習指導要領において、現代的な課題に対応して求められる資質、能力の一つとして、自然環境や資源の有限性等の中で、持続可能な社会をつくる力を教科横断的な視点で育成することが求められています。これに基づき、社会科、理科、生活科や総合的な学習の時間等で、電気などのエネルギーや生き物、食品ロス等の環境問題について学習を行っております。そのほか、小中連携で蛍の放流や草場川の清掃、環境作文の取り組み、ペットボトルキャップの回収等を行い、知識の習得や自ら行動できる人材を育むための環境教育に取り組んでおります。 地球温暖化対策につきましては、森林を大切に守り育てることが地球温暖化の防止につながるという視点から、ふくおか子ども環境家計簿を活用して、１週間のエコな暮らしを実践させ、子ども一人一人の活動が、木材何本分のCO_2削減につながったかを学んだり、国立夜須高原青少年自然の家で、森林学習や枝打ち体験の実施、また、福岡県水源の森基金の緑の少年団に所属し、植栽活動などにも取り組んだりしております。 このような環境教育を通じて、人間と環境との関わりについて正しい認識に立ち、自ら責任ある行動をもって、持続可能な社会づくりに主体的に参画できる人材を育成することが大切だと考えております。 以上でございます。
議　　長	柳議員
柳　議員	子どもたちに、温室効果ガスの有効性と、また相反します人類や自然界の全てがダメージを受けるということを、ぜひ理解させてほしいと思っております。 第４番目に、住民の意識変革のために公民館活動についてのお伺いをいたします。
議　　長	生涯学習課長
生涯学習課長	お答えいたします。 私たちが暮らす社会全体及び地域には、例えば、コミュニティの希薄化、子育てや介護が生む孤独、居場所がないと感じている子どもや若者、国籍の違いや障害の有無などによる社会との分断など、地域の抱える様々な課題がございます。社会教育士とは、地域の課題に対する住民意識の啓発、より多くの人々が協働し工夫しながら参加できる地域学習のコミュニティいわゆる学びの場を仕掛け、きっかけをつくり、豊かな地域づくりの展開を支援する人材と認識しております。

	環境問題につきましても、町が行う取り組みに併せ、他自治体等の事例等、調査・研究してまいります。 以上でございます。
議　　長	柳議員
柳　議員	平成３０年に、中教審が社会教育の振興方策についての答申が出ております。既にご承知のことと思いますけれども、一担当部局のみでなく、行政全体が持続可能な社会のための実現のために、社会教育主事を中心とした、要するにCO_2削減の方向で進んでいっていただきたいと思っております。 最後に、第５に、農業分野における生産性と温暖化対策の位置づけについてお伺いいたします。
議　　長	農林商工課長
農林商工課長	お答えをいたします。 農業分野の温暖化対策ということで、まず、議員がおっしゃられました麦わら焼き、すき込み、それから施肥の制限についてのお答えをいたします。 まず、野焼きですね。麦わら焼き、稲わら焼きについては、基本的には野外焼却は法律で禁止されていますが、例外規定がございます。この例外規定の中の一つに、農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却として認められております。収穫後の稲わら焼き、麦わら焼き、もみがら焼き、あぜ草の焼却などの行為は、例外的に認められているという状況でございます。 しかしながら、認められてはいるものの、本町としては野焼き行為の推奨はしておりません。安全面及び地力増進の面から、すき込みを推奨しております。火の取り扱いは十分慎重に取り扱う必要がございますし、すき込み自体の効果として、作土が熱くなる、土が軟らかくなる、良質のケイ酸が増えるなど、毎年すき込むことで堆肥とほぼ同等の効果が期待できるものです。 しかしながら、水田からメタン発生を軽減することは重要でございますので、対策といたしまして、稲わらの早期すき込みを推奨しております。 水田から発生するメタンは、収穫時にコンバインで裁断され、圃場に散布された稲わらが翌年湛水し、土壌に酸素のない状態で分解することで増加をいたします。そのため、収穫後できるだけ早く稲わらをすき込み土壌と混合すると、酸素のある状態で稲わらの土壌分解が促進され、翌年のメタン発生低減に有効とされております。 また、水田の水を落とす中干しの期間、慣行から１週間程度延長すれば、米収量の影響を抑えつつメタン発生量を約３０％ほど削減できるということが研究で分かってきております。 また、施肥に伴い発生する一酸化二窒素につきましては、施肥量の低減等により排出量の抑制が可能とされていることから、無駄な窒素肥料を抑える減肥料、そして発生量を減らすのが効果的というふうにされております。 さらに、硝化抑制剤入り肥料など、新しいタイプの肥料も発生量抑制に効果があるということが分かってきております。 今後、これからさらに研究が進んでいくと思われますが、適正な施肥量を遵守し、温暖化抑制と水稲生育改善をバランスよく低コストで達成できるよう、利用法を目指すことが重要になると思っております。 以上でございます。
議　　長	柳議員
柳　議員	先に木村議員が質問いたしました農業の収益ということについて考慮いたしますと、人間生活に欠かせない食料を生産する農業にとって、本当に難しい問題と考え

	ております。県の担当部局も研究されているようです。一緒にこれから、農業とこの問題の関わり方を真剣に考えていってほしいものです。 　最後になりますけれども、町長のご所見をお願いいたします。
議　　長	田頭町長
町　　長	お答えいたします。 　まさにグローバルに考えてローカルに行動しなければならない、そんな時代だろうと思っております。 　全ての施策において言われておりますＳＤＧｓを基本理念として、様々な施策を展開していく必要があろうかと思っております。 　本町の土地利用は、約３分の２は農地であり林地であります。したがいまして、本町の特徴は、緑のまちと、緑の産業のまちということが言えると思います。このことは、先人が営々と築かれた財産でもございます。この財産に磨きをかけて、さらに後世につないでいくということが大事だろうと思っております。 　今から全ての施策において、そういった環境政策のチェックが入るということになろうかと思います。まさにこれはマスタープランの基本原則だろうと思っておりますので、そういったことを十分念頭に置きながら、有利な補助事業等々でこういった環境政策を進めていきたいと、そのように考えます。
議　　長	柳議員
柳　議員	これで、質問を終わります。
議　　長	これで、２番　柳雅明議員の一般質問を終わります。
休　　憩	
議　　長	ここで休憩をいたします。 午後１時より再開いたします。 （１１：３６）
再　　開	
議　　長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 （１３：００）
議　　長	１番　寺原裕明議員
寺原議員	よろしくお願いをいたします。 　午前中に木村議員も申されましたけども、広報ちくぜん３月号に本町の人口が３万人に到達したということが掲載をされまして、全国の多くの自治体で人口減少が見られる中、我が筑前町の人口が増加傾向にあるということは非常に喜ばしいことであり、また誇りに感じるところでもあります。 　実は、我が家の隣にも３軒の住宅が新築をされていまして、どのお宅にもまだ小さなお子さんがおられます。本町に移住してこられた方たちが、やっぱり筑前町に来てよかった、住んでよかったと思っていただけるよう、今後ますますの子育て事業の充実とともに、生活全般にわたる住民サービスの拡充がなされるよう取り組んでいかなければならないと改めて思っているところです。 　それでは、通告に従いまして、質問を行います。 　最初の質問は新型コロナウイルス感染症対策について、その具体策についてであります。 　現在のコロナ禍の中で、私たちは従来とは違った生活を余儀なくされております。感染拡大防止策として、１回目の緊急事態宣言が昨年４月に発出されました。また、第３波の感染拡大を受けて、今年になってからも感染状況が重い特定都府県を対象とした２回目の緊急事態宣言が発出されております。 　福岡県では、２月末をもって解除されましたが、気持ちの緩みによるリバウンド

	が起きないよう、県民一人一人が気をつけなければならないと思っているところです。 　この間の本町対策本部をはじめとした職員の皆さんのご苦労、ご尽力に、改めて感謝を申し上げたいと思います。本当にお疲れさまでございます。 　さて、現在、全国的にワクチン接種が始まっております。そこで、現時点における本町のワクチン接種のスケジュールはどうなっているかお尋ねをします。まだ流動的な部分もあるかと思いますので、大筋で結構ですので、回答をお願いいたします。
議　　長	健康課長
健康課長	お答えいたします。 　まずは、感染拡大防止対策に継続的に住民の皆様方に取り組んでいただいていることに対しまして、まずは感謝申し上げたいと思っております。 　少しスケジュールの前に接種概要を申し上げて、スケジュールについてお答えをさせていただければというふうに思っております。新型コロナウイルス感染症につきましては、その流行及び長期化によりまして、国民の生命、健康はもとより、社会経済にも極めて大きな被害を及ぼしている状況にあることから、感染拡大を防止し、国民の生命及び健康を守るために総力を挙げてその対策に取り組み、併せて社会経済活動との両立を図っていくという必要性から、予防接種法の改正のもと、今回の新型コロナワクチン接種を、国指導によります都道府県の協力、市町村において実施ということに取り組みを進めている現状でございます。 　議員ご承知のように、町では２月１日に新型コロナワクチン接種対策室を設けまして、住民皆さんのワクチン接種体制確保に向けて、日々取り組みを進めているところです。 　また、新型コロナワクチンにつきましては、２月１４日に日本で初めてファイザー社ワクチンが薬事特例承認されまして、１７日から医療従事者の先行接種が開始されております。これに伴い、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種期間は令和３年２月１７日から、令和４年２月２８日とされております。 　接種順位としましては、医療従事者から始まり、令和３年度中に６５歳に達する方以上、高齢者以外で基礎疾患を有する方や高齢者施設等で従事されている方、それ以外の６４歳以下の方と、現時点ではなっております。 　なお、今後、ほかのワクチンメーカー承認でどうなるか分かりませんが、現在ファイザー社ワクチンが承認されておりますけども、接種対象年齢は１６歳以上となっているような現状でございます。 　スケジュール的に申し上げますと、６５歳以上の方の接種開始を２月２４日、総理大臣、担当大臣の会見で、４月１２日から一部の地域で高齢者の接種開始、４月５日の週から１９日の週に段階的にワクチンを出荷するとありましたが、ワクチン供給量は限定的でございまして、福岡県には２２箱が送付される予定であり、人数にしますと、２回分で約１万７００人分のワクチン供給となり、これを県が配分調整することとなっております。かなり限定的な供給量となっており、この分についても詳細、通達等は現在あっておりません。 　全国市町村には４月２６日の週に一箱の９７５人分の送付となっており、６月末で送付完了との大臣会見ではございますが、この４月２６日の週から６月末までの市町村へのワクチン供給スケジュールは現時点でも示されておりません。 　従いまして、現時点では本町へのワクチン供給量、ワクチン送付日など不明でありますので、本町がいつから接種開始可能となるか未定の状況です。 　このような状況でありますので、住民の皆様へ本町の接種スケジュールを示すこ

	とができず、大変ご心配をおかけしていることに心苦しい状況でございます。本町への供給スケジュールが示され次第、接種計画を立て、皆様にお知らせしていきたいと思いますので、どうかご理解、ご協力をお願いいたします。 　このように未定のことが多い状況の中で、市町村では接種体制確保の取り組みを進めていかなければならない状況でございまして、住民接種が速やかに開始できるよう、現在対策室のほうでは、町内医療機関での接種と町で設置する集団接種との併用実施で接種体制を検討しており、医療機関をはじめ、関係機関と協議検討を行っている状況でもございます。申し上げました国などからのワクチン供給スケジュールなどが判明次第、本町での接種スケジュールはお示しできるかと思いますので、それまでどうかご理解、ご協力を重ねてよろしくお願いいたします。 　以上でございます。
議　　長	寺原議員
寺原議員	今の回答にありましたように、国の対応がまだ未定の部分がいろいろとありますので、本当に大変だと思いますが、よろしくお願いをしたいと思います。 　次に、ワクチン接種について、町民への周知及び働きかけについてお尋ねをします。 　本町の取り組みについてお尋ねをする前に、大阪府の関西大学が昨年１２月に行ったワクチン接種に関する意識調査について、少し触れたいと思います。 　この調査によれば、ワクチン接種をしたい人は４７.２％、約半数である。４人に一人はしたくないと答えていると。また、ワクチンが有効だと考える人は約３割で、重い副作用があると、かもしれないということだと思いますけども、答えた人が３割弱いました。調査対象である２,５００人には、九州地区の住民は含まれておりませんけども、地域差はほぼないと考えられることから、意識調査としては十分に参考になり得るデータであると思っています。 　ということは、現在のコロナ禍の状況を何とかしたいという思いは住民全てに共通していると思いますが、そういう思いが必ずしもワクチン接種につながるとは限らないということもまた言えるのではないかと思います。 　そこで、担当課として、本町のワクチン接種率についてどのように考えておられるかお尋ねします。あわせて、そのワクチン接種について町民への周知及び働きかけをどのようにされるかお尋ねをします。
議　　長	健康課長
健康課長	お答えいたします。 　議員ご発言のとおり、昨年１２月の関西大学の調査では、接種希望率４７.２％との結果が公表されたところでもございます。 　一方で、１月末の大阪府の調査結果は、約６割の方が接種希望、２月末公表の大阪大学などのグループ調査結果では７６.５％の方が接種希望回答とあっている状況でもございます。 　私個人の推測ではございますが、このことから日に日に新型コロナ収束を願うワクチンへの期待の現れでもあろうかというふうに感じているところでもございます。 　そこで、本町の接種率をどのように考えているかというお尋ねでございます。本町としましては、先ほど接種計画が立てられない状況であるということをお答えいたしましたけども、その中でも案を計画する中で、高齢者のインフルエンザの接種率が例年５割から６割ですけども、新型コロナに対する意識が高いということだろうというふうに思われますけども、今年度、約７７％の接種率という高い数値でもございました。このことも踏まえて、計画案では８５％の接種率を想定していると

	ころでもございます。 　また、接種への周知、働きかけをどのようにするのかというお尋ねでございます。国主導ではございますが、感染拡大を防止し、国民の生命及び健康を守るために国総力を挙げてその対策に取り組み、併せて社会経済活動との両立を図っていくという必要性から、予防接種法の改正のもと今回のワクチン接種があり、市町村長は対象者に対して接種勧奨をするということとされております。 　具体的な接種スケジュールを含め、周知、啓発につきましては、接種スケジュール、供給スケジュールが判明次第とはなりますけども、対象者への通知、町ホームページを含むＬＩＮＥ、防災行政無線を活用しまして周知、啓発に努めていきたいというふうに考えております。 　町広報誌での掲載、周知につきましては、基本１か月前の原稿締切りというのがございますので、接種に関してはタイミングが困難になるかと思っております。 　仮に、タイミングが合えば、町広報誌も活用し、周知、啓発に努めていきたいというふうに考えているとこでもございます。 　以上でございます。
議　　長	寺原議員
寺原議員	ぜひ、ワクチン接種について町民への周知をよろしくお願いをしたいと思います。 　そこで厚生労働省は、新型コロナワクチン接種についてのお知らせの中の接種を受ける際の同意として、次のようなところがあります。「新型コロナワクチンの接種は、国民の皆様に受けていただくようお勧めしていますが、接種を受けることは強制ではありません。予防接種を受ける方には、予防接種による感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について理解した上で、自らの意志で接種を受けていただいています。受ける方の同意なく、接種が行われることはありません。職場や周りの方などに接種を強制したり、接種を受けていない人に差別的な扱いをすることのないようお願いいたします。」私はこれを読んだときに、非常に踏み込んでそういうことも想定しながら、考えながら、こういう文言になったのかなというふうに思ったんですけれども、つまり要点の一つ目はワクチン接種は個人の判断によること、二つ目は周りからワクチン接種を強制されたり、あるいは接種を受けなかったからといって差別をされてはならないということであろうと思います。 　このようなワクチン接種についての考え方は、国も本町も同じであると捉えてよろしいか、確認の意味でお尋ねします。
議　　長	健康課長
健康課長	お答えいたします。 　今回の新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、コロナウイルスに感染した場合に発症や重症化を予防する効果が期待されているものでありまして、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種につきましては、法により臨時接種とみなして実施されるものであり、市町村長は対象者に対して接種勧奨をすることとされているということは、先ほどの答弁のとおりでございます。 　また、対象者につきましては、原則として接種を受ける努力義務の規定が適用されておりまして、妊婦につきましては使用実績が限定的であることなどを踏まえ、努力義務の規定の適用除外となっている状況でもございます。 　このようなことを踏まえて、新型コロナワクチン接種につきましては、住民の皆様へ接種を受けていただくよう接種勧奨は行いますけども、強制ではございません。 　ワクチン接種に関する相談も、国、県、市町村、ワクチンメーカーなどで、それぞれの役割に応じて対応していく体制計画もございます。基礎疾患等ある方は、かかりつけ医に相談されるということもあろうかと思っております。そういうことを

	踏まえまして、あくまでも情報提供などを行った上で、接種を受ける方の同意がある場合のみ接種を行っていただくことということになります。 　これまでも、ほかの予防接種を受けられるときには、予防接種による感染症予防の効果と副反応のリスク双方について理解された上で、自らの意思で接種を受けていただいており、受ける方の同意なく、接種は行われていないというふうに考えております。 　このようなことからも強制接種ではなく、あくまでもご本人の意思に基づいて受けていただくもので、接種を希望されないときは接種される必要はないというふうに考えております。 　ただ、そのような方に、職場や周囲の方に接種を強制したり、接種を受けていない方に差別的な扱いをされることはあってはいけませんので、このようなことがないようお願いと啓発に努めたいというふうに考えております。 　なお、新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別を防止するための規定も、令和３年２月１３日施行で、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部改正する法律で定められておりますので、ワクチン接種も絡めまして啓発に努めていきたいというふうに考えております。 　以上でございます。
議　　長	寺原議員
寺原議員	ただいまの回答で、慎重に進めていきたいということでありましたので、少し安心をいたしました。 　ワクチン接種について知人と話をしていたときに、こんなふうに言われたんですね、「体は一つしかないので、慎重に考える時間と情報が欲しい」と、まさしく私はワクチン接種をためらっているというか、対する不安というのは、まさしくこういうことじゃないかなというふうに思ったわけです。 　基本的に接種を受けるにしても受けないにしても、やり直しが効かんのじゃないかと、その判断をするには時間的余裕と情報が不可欠であると思います。 　インターネット環境があれば、国や町等の情報を早く容易に得ることができますけども、そうでない町民の方も少なからずおられると思います。 　ワクチン接種についての相談がある方への対応をどのようにされるか、先ほどもちょっと触れられたと思いますけど、確認の意味でお尋ねします。
議　　長	健康課長
健康課長	お答えいたします。 　初めてのことでご心配の方も多数おられるかと思っております。 　先ほどの答弁のとおり、ワクチン接種に関する相談も、国、県、市町村、ワクチンメーカーなどで、それぞれの役割に応じて対応もしていく体制計画がございます。 　本町におきましても、住民の皆様からの相談、問合せなどに応じるコールセンターを、今月中旬の開設予定で現在準備を進めております。準備が出来次第、町ホームページや防災行政無線を活用し、お知らせしていきたいというふうに考えております。 　また、接種スケジュールが決まりましたら、集団接種に係る予約もこのコールセンターで受け付ける予定ということで取り組みを今進めているところでございます。 　よろしくお願いいたします。
議　　長	寺原議員
寺原議員	そういう相談窓口があるということは、非常に住民にとって心強いことであろうと思います。どうぞよろしくお願いをします。

	お話もありましたが、ワクチン接種については、まずは国が、よいことも悪いことも含めた情報をきちんと公開していく責任があると思います。そして、町民の十分な理解が得られるよう、改めて町当局にもお願いをしまして、次の質問に移ります。 現在の感染者数、朝倉郡で４６人、朝倉市が６２人となっていると思いますけども、いかんせん地元医療現場の状況がどうであるかというのは、私はあまり知りません。それで、コロナ感染に関わって、地元医療現場の状況が今どうなっているのか、お尋ねをしたいと思います。
議　　長	健康課長
健康課長	お答えいたします。 現在の医療現場がどうなっているかということでございます。当初、県内で新型コロナウイルスの患者を受け入れる病床、県知事が指定します感染症指定医療機関１３医療機関の６６床ということで県内にございました。その後、入院協力医療機関等で現在７６４床が確保されているということでございます。 ただ、この１３医療機関の感染症指定医療機関以外につきましては、未公表となっておりますので、圏域内の医療機関がこの中に含まれているかということはちょっと不明でございます。 また、昨年の１０月末には発熱等の症状のある方がかかりつけ医等の地域で、身近な医療機関で適切に診療、検査を受けられるよう、発熱患者等の診療または検査を行う医療機関を、福岡県診療・検査医療機関として、県内1,４３０の医療機関が指定され、対応していただいているような状況もございます。 このうち公表承諾医療機関は、県ホームページで公開されておりまして、２月の１９日現在、県内３１２の医療機関が公表されております。うち朝倉圏域医療機関につきましては、５つの医療機関の公表がなされております。 そういったことを踏まえまして、どこの医療機関がこのコロナの感染症に関わっているかというのはちょっと状況的には不明でございますけども、お話をさせていただく中で、一番身近な朝倉医師会病院の状況はということもちょっとお聞きしましたので、朝倉医師会病院の現状を申しますと、この朝倉医師会病院につきましては、地域医療支援病院として意見等、聴取する朝倉地域医療支援病院協議委員会という組織がございます。私も委員でございますけども、その委員会の直近資料からいきますと、４月から９月までの状況ではございますが、外来患者数は新型コロナの影響もあり、トータルで１日平均患者数は前年度から２６.３％の減、入院患者数は新型コロナの影響及び方針もございますけども、病床数の減もございまして、病床利用率は前年度から１５％の減となっております。 医師会病院のほうにお尋ねしたところでも、外来の患者さんにつきましては新型コロナの影響によります受診控えで減少していると思われますということでのご回答もいただいているような状況でございます。 ほかの医療機関に関しましても多数ございますけども、やはり先ほど議員がおっしゃいました身近な医療機関として接せられるところ、ワクチン接種も踏まえまして、大いに相談事、そういった部分が踏まえられていると思っております。 ただ、コロナに関しましては、そういった感じで入院施設を設けているというところは未公表になっておりますので、ちょっと把握はできてないような状況でございます。あとは報道の中で、その中の看護師さんとか医師の皆さん方が、非常に疲労の中で務められているということしか把握はしておりません。 以上でございます。
議　　長	寺原議員

寺原議員	ありがとうございます。 今回のコロナ感染症に係る保健所の役割、保健所のことがよく報道でも出されますし、職員がやっぱり疲れ果てているといったことも多くあっております。 ちょっと調べてみたんですけれども、全国の保健所の数を見ますと、平成８年に８４５あったものが令和２年になると４６９と、ほぼ半数近くになっております。コロナ禍の終息が見えない中で、やはりこういう保健所の役割がまた大きい中で、このような体制でやっていけるのかなというふうに心配にもなりました。 保健所の現状がどのようであるかについてもお尋ねをしたいと思います。
議　　長	健康課長
健康課長	お答えいたします。 お尋ねの保健所の関係でございます。直接は運営に携わっておりませんので、県管轄というふうな形になりますが、本町におきましては朝倉市内にあります北筑後保健福祉環境事務所が、いわゆる本町管轄としております保健所といった形になります。 保健所は、福岡県内設置主体ごとに申し上げますと、北九州市が１、福岡市が７、久留米市で１、県管轄九つの合計１８の保健所が現在ございます。 新型コロナウイルスの感染発症で保健所の役割が全国的に大きくクローズアップされておりますけども、平成９年４月にこれまでの保健所法が廃止されまして、地域保健法が施行され、このとき多くの保健所が統合、再編され、現在に至っているというような状況もございます。 本町におきましては、再編はされるものの、当時の甘木市、朝倉郡のまま、合併後も朝倉市、朝倉郡での保健所といった形でございましたけども、平成２０年の久留米市の中核市への移行後、現在の朝倉市、朝倉郡、小郡市、うきは市、三井郡の３市２町１村の構成となっておりますのが、先ほど申しました北筑後保健福祉環境事務所という形になっております。 新型コロナウイルスにつきましては、現在、新規感染者数は減少しておりますけども、昨日現在では、管内で申し上げますと２７９人の感染者が確認されております。 保健所のほうでは、問い合せ、相談、医療機関への受診調整、疫学調査、検査結果確認、自宅療養者や濃厚接触者の健康観察、支援、感染予防の普及啓発、管内地域の感染状況把握、分析など、多くの業務を少ないスタッフで行うという状況に置かれているかと考えております。 新型コロナウイルス感染症対策の最前線に立つ保健所の状況は全国的に同じでありますので、保健所の体制強化が課題となり、国では、現在、感染状況等を踏まえた今後の保健所の対応整備について検討がなされているとこでもございます。 また、本格的な整備には時間を要しますので、緊急時の対応として応援体制の構築などを図られております。福岡県でも市町村の保健師が、保健所や宿泊療養施設へ応援派遣として従事しております。本町におきましても二人の保健師が自ら手を挙げ、宿泊療養施設の最前線で約１週間、それぞれに従事、対応もしているような状況もございます。このように県内でも、県と市町村が協力体制を取って対応している状況もございます。 現状をお伝えすることで答弁とさせていただきたいと思っております。 以上でございます。
議　　長	寺原議員
寺原議員	今の課長の回答にありましたけども、コロナ禍のこと、それから、その後のことを考え合わせながら、保健所の再構築を私は望みたいというふうに思っているとこ

	ろです。 　次に、ＣＯＣＯＡアプリについてなんですが、感染拡大防止対策の一つとして導入されたということで呼びかけがありましたので、私もダウンロードして、ときどき見ながら接触がなかったというふうなことで見ておったんですけども、報道によると、たしか４か月間ぐらい不具合があって作動していなかったと。私はシステムの不具合というのはやっぱりあることだというふうに思いますけど、呼びかけをしておいて４か月間ほど作動してなかったのに気がつかないというか、そのままになっていたのがどうもやっぱり納得できなくて、今どうなっているのか、作動しているのか、そして、また今後の支援について、これは主に国だと思いますが、呼びかけがまたあっていくのか、その辺りのところをお尋ねしたいと思います。
議　　長	健康課長
健康課長	お答えいたします。 接触確認アプリＣＯＣＯＡですけども、利用者ご本人の同意を前提にスマートフォンのＢｌｕｅｔｏｏｔｈを利用して、お互いに分からないようプライバシーを確保して、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について通知を受け取ることができるものでございます。 議員もダウンロードされているということで、私もしておりますけども、議員ご発言のように、この接触確認アプリのＡｎｄｒｏｉｄ版で不具合がありまして、２０２０年９月からアプリ利用者に接触通知が到達してなかったという問題のことだろうと思っております。 国からは、不具合の通知、２月３日付でございますけども、やはりかなり遅れて通知がございました。そして、厚労省のホームページでのおわびの掲載もされているような状況でもございます。 現在、作動はどうなのかということでございます。厚労省から１８日に修正版の配布が開始され、作動可能な状況でございます。Ａｎｄｒｏｉｄ版につきましては、陽性者との接触について正確な数字を受け取るために、利用者に１日１回のアプリの再起動をお願いするなどの状況は現在もございます。 このほかのＡｎｄｒｏｉｄ版以外にも不具合が見つかりまして、修正版で対応している状況も公表されています。 国は、今後不具合が発生したときに速やかに解消し、機能の改善を図っていくという必要性から、専門家などの意見を幅広く聞くなど対応していくとともに、内閣官房情報通信技術総合戦略室と厚労省の連携チームを発足して対応を図っているという状況になっております。 今後そういった部分に対してどう呼びかけていくかということでございますが、接触確認アプリにつきましては、国が陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができ、利用者の増加で感染拡大防止につながることが期待されるものでございますが、今回の不具合は陽性者と接触しても検知通知が行われなかったという致命的な不具合発生と捉えております。 不具合が解消されたとはいえ、正確な通知を受け取るためには、１日１回アプリの再起動をしないといけないという状況もございます。 現時点では利用者に厳しいものがあるというふうに思っておりますが、このアプリにつきましては国の感染拡大防止対策に貢献する一つでございますので、今後国の連携チームに期待いたしまして、これまで同様、引き続き町ホームページでの掲載案内、推薦という形では続けていきたいというふうに考えているところでもございます。 以上でございます。

議　　長	寺原議員
寺原議員	もちろん、私自身も、また引き続き使用はしていきたいというふうに思っておるところです。 感染症対策で最後の質問となります。シトラスリボン運動についてであります。 この運動は、コロナ禍で生まれた差別、偏見を耳にした、愛媛の有志がつくったプロジェクトでありまして、リボンやロゴで表現する三つの輪は、地域と家庭と職場もしくは学校を表しています。 感染者が出た、出ないということ自体よりも、感染が確認されたその後に、的確な対応ができるかどうかでその地域のイメージが左右されると。コロナ禍の中にいてもいなくても、みんなが心から暮らしやすいまちにしようという願いがあります。コロナ禍という大変な時期だからこそ、人の絆を問い直そう、つながろうという、私はすばらしい取り組みだと思っています。 私自身も感染者が増えてきた頃から、そういった差別が行われなければよいがというふうに思っていたんですけども、具体的な動きはできずにおりました。 そんな中で、三輪小学校の東野校長先生も、感染者、医療従事者に対する誹謗や中傷、差別等があることに心を痛めておられたということですけれども、シトラスリボン運動のことを知り、教育活動やＰＴＡ活動の一環としてこの運動に取り組まれました。 昨年の１１月に行われた三輪っ子文化祭で、全校生徒一人一人がシトラスリボンをつくり、カードに、ありがとう、頑張ろう、コロナに負けないなどのメッセージを書いて家に持ち帰りました。 また、クラス代表児によるメッセージつきのエコ風船を飛ばしております。１２月になって城南区にお住まいの方から、学校に電話があり、風船が庭の木に引っかかっていたということでした。「カードに負けるなと書いてありました。私は８１歳です。何事にも負けずに頑張ります」と電話で話しておられたそうです。具体的かつ子どもたちの心に残るシトラスリボン運動が三輪小学校で行われたと思います。 非常事態宣言が解除されたとはいえ、コロナ禍の終息が見えない状況の中、感染者や医療従事者、加えて先ほど申し上げましたワクチンを受けていない人たちに対する差別偏見をなくそう、思いやりの輪を広げようという取り組みが、学校教育、社会教育や自治会活動、町民全体に広がっていくことを望みますが、いかがでしょうか。 担当課それぞれにお答えをいただければありがたいと思います。
議　　長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 まず、学校教育のほうから、各学校のシトラスリボン運動の現在の取り組みについてご説明いたします。 今、議員のほうがおっしゃいました三輪小学校での取り組みについてですが、ＰＴＡ本部運営委員会、学校運営協議会、おやじの会等の協力のもと、昨年１１月のＰＴＡ秋祭りの中で、児童がシトラスリボンを作成し、メッセージカードを添えて、エコ風船で飛ばすという活動が行われております。 また、中牟田小学校、夜須中学校においては、シトラスリボン運動に関する独自の掲示物を作成し、児童生徒、あるいは来校者への啓発に取り組まれている状況であります。 本年度シトラスリボン運動に取り組んだ学校は３校ではありますが、その他の学校においても、児童生徒の実態に応じて、新型コロナウイルス感染症に係る偏見や差別をしない、させないための活動に取り組んでおります。

	教育課としましては、今後もこれらの教育活動に関する情報提供を行い、各学校が実態に応じた啓発活動に取り組むことができるよう、支援をしてまいりたいと考えております。
議　　長	生涯学習課長
生涯学習課長	お答えいたします。 シトラスリボン運動につきましては、議員がおっしゃるとおり、大変重要なことだと考えております。 運動につきまして、生涯学習事業において、啓発が必要と考えておりますので、令和３年度に行う高齢者を対象とした新生学級やしあわせ学級、講演会時での説明や啓発、また、令和２年度の学校の休業期間に開始いたしました小学生を対象とした「ちくちゃんからの挑戦状」への掲載、例えば、シトラスリボンの意味を知ってシトラスリボンをつくってみようというような啓発を進めてまいりたいと考えております。 以上でございます。
議　　長	人権・同和対策室長
人権・同和対策室長	それでは、町の取り組みにつきまして、人権・同和対策室のほうから回答させていただきます。 シトラスリボンプロジェクトにつきましては、マスコミやＳＮＳなどを通じて発信されており、ご存じの方もあるかと思います。町内の学校では、既に活動がされているということですし、個人でも賛同されリボンをつけている方もおられるのではないでしょうか。 このプロジェクトに限らず、差別や偏見を見過ごさず、お互いを認め合う社会づくりを目的とする活動には、町として賛同していきたいと考えております。町では、新型コロナウイルス感染症による医療従事者や関係者、感染された方や家族、濃厚接触者などに対する差別や偏見、排除意識を危惧し、町民の皆様へのご理解を求め、広報誌の啓発記事や町長メッセージ、ホームページや防災無線での呼びかけを行っております。 シトラスリボンの活動も、その一つとしてリボンをつけましょうという呼びかけから、住民の方々に関心を持ってもらうこと、活動の趣旨や感染症に対する正しい理解が広がること、共に支え合うまちづくりにつながるものと考えます。 筑前町人権・同和教育推進協議会は、学校教育部会、社会教育部会、行政部会があり、学校をはじめ関係機関や団体などがそれぞれの分野で活動をされております。 教育課長、生涯学習課長の答弁にもありましたように、部会の取り組みを軸に、学校や各団体、事業所や自治会などで、シトラスリボンをきっかけに、思いやり溢れる社会を目指した自発的な取り組みがなされるよう、連携をしていきたいと思っております。 以上です。
議　　長	寺原議員
寺原議員	ただいま、それぞれの課から前向きな回答をいただきまして、ありがとうございます。ぜひとも取り組みをよろしくお願いをしたいと思います。 それでは、二つ目の学校教育の中で小人数学級についてお尋ねをいたします。 現在、小学校１年生にのみ措置されております３５人学級が、来年度の２年生から順次措置されることになりました。５年かけて全学年が現在の４０人学級から３５人学級になります。 筑前町では、独自に２年生も３５人学級措置をしていただいたわけですけれども、全国的には、今回、実に４０年ぶりに１クラスの基準人数が見直されるということ

	になります。 　そこで、３５人学級の措置がなされれば、当然に学級増の状況が生まれてくるわけですけども、来年度から全学年完全実施の年までの各小学校におけるクラス増の状況についてお尋ねします。 　すみませんが時間が押してきましたので、簡単にで結構です、クラス増のところを教えていただければと思いますので、よろしくお願いします。
議　　長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 　国が示す３５人学級が実施されますと、令和３年度の２年生から始まって、全学年完全実施となる令和７年度までの各小学校におけるクラス増の状況につきましては、実施前の令和２年度のクラス数と比較した場合、三輪小学校は１クラスの増、東小田小学校は令和５年度に１増えますが７年度に１減ってクラス増減はなし、中牟田小学校は３クラスの増、三並小学校は増減なしという数値が出ております。 　ただし、この数値につきましては、あくまでも令和３年度以降の入学者数を推計として算出しておりますので、今後変動する可能性がございます。 　以上でございます。
議　　長	寺原議員
寺原議員	今の課長のお答えによりますと、全体で、４小学校で４クラスの増ということで、思ったより少ないんだなというふうに思ったんですけども、ただ心配もありまして、文部科学省は、クラス増に伴う教員の定数増に対して、既に配置されている加配教員を充てるというふうに言っているようですが、それは本当でしょうかというか、そうされるんでしょうか。あわせて、加配教員を担任に持っていった場合に、クラス増になった当該学校、その学校が増えると、本町では三輪小学校と中牟田小学校になりますけれども、ここに配置されている加配教員が担任に回るようなことになるのかについてもお尋ねをします。
議　　長	教育長
教 育 長	お答えいたします。 　教育事務所のほうに問い合せしましたところ、現在、文科省のほうから県に対し、学級編成の標準を３５人に引き上げることに伴って、指導方法工夫改善の加配教員を充てる予定である旨の事務連絡はあったようですけれども、正式な文書等についてはまだ届いてない状況でございます。そのため、詳細については現時点では分からないというのが状況でございます。ご指摘のように、加配教員を充てるということになれば、学校現場への影響は避けられないというふうに思っております。 　教育委員会といたしましては、来年度から各学校に導入いたしますタブレット端末をはじめとするＩＣＴの機器の活用によって、授業の準備とか事務処理等の負担軽減が図れるものと考えております。そこで、各学校でのＩＣＴ機器の効果的な活用のために、来年度以降も各学校にＩＣＴの支援員を配置するとともに、各学校の実態に応じた研修会等も実施する予定でございます。 　また、町主催の研修会においても、引き続きＩＣＴ活用教育担当者研修会を開催しまして、ＩＣＴ機器の活用、効果的な活用についての情報の提供、共有に努め、先生方を支援してまいりたいというふうに考えております。
議　　長	寺原議員
寺原議員	ただいまの教育長の回答で、やっぱりまだ未定の部分があるということですので、ちょっとどうしますかというふうな質問をしたかったんですけども、それは省きたいと思います。 　いずれにしても、教育上の必要性があるからこそ加配が今配置されているという

	ことですので、それがやっぱり外されるということは非常にまた問題であろうというふうに思いますので、ぜひ今後ともそれが解決されるような動きを教育委員会としてもつくっていただきたいと思っております。 　今回、中学校には少人数学級措置がなされておりません。同じ義務教育でありながら、小学校と中学校によって学級の基準人数が異なることに対して、非常に違和感を持っております。 　まずは、中学校の少人数学級は今回なぜ行われなかったのか、私も当然中学校まで行くんだろうというふうに、実は思っていたんですけども、その行われなかったのはなぜなのかということ、併せて、今後中学校での小人数学級実施に向けて、どのように取り組んでいかれるかについてお尋ねをします。
議　　長	教育長
教 育 長	お答えいたします。 　まず、小学校と中学校の学級定数が異なるのはおかしいということでの、今後どうなっていくのかということでの質問にお答えしたいと思いますが、ご指摘のとおり、生徒一人一人の実態に応じたきめ細かな指導支援を実施するためにも、中学校においても３５人学級が実現されることが望ましいことだというふうに考えております。 　なぜ、中学校において同様な措置が行われなかったのかについては、現時点では明らかにされておりませんけれども、最終的に文科大臣と財務大臣での決定があったというふうには伺っておりますけれど、中身については分かりません。 　しかし、中学校における各教科等の指導は、その教科の免許を所持する教員に限られております。学級数が１増加したことに伴う教員の数の増加数が小学校とは違いますので、複数名になる場合が想定されます。そのようなことも一つの要因ではないかというふうに考えております。 　いずれにしましても、今後、近隣の各自治体の動向等も注視しながら研究をしてまいりたいと思います。 　それから、二つ目のご質問ですけれども、今後どうするのかという、実現に向けてどう取り組むのかということですけれども、３０人学級を本来目指そうというふうに考えたときに、やはり教員の確保が非常に大きな課題というふうに考えます。現状では、育児休業等を取得された場合についても、代替の教員を確保することも苦心しているという状況でございます。これらのことからも、３０人学級の実現には、やはり県あるいは国に積極的に動いてもらわなければ厳しい状況であるというふうに考えております。 　今後は、先ほどの中学校の件と併せまして、近隣の市町村と情報交換を行いながら、引き続き、国、県に対して要求をしていきたいというふうに考えております。
議　　長	寺原議員
寺原議員	今回３５人学級ということだったんですが、私はやっぱり最終的には、将来的には３０人学級措置がなされるべきというふうに考えております。 　ただ、なかなかこれまた年数がかかることではあろうと思うんですけども、ぜひここも議員と文教厚生常任委員会、このあたり等々との話し合いもしながら、ぜひ実現に向けての取り組みを県教育委員会として行っていただきたいというふうに思っていますので、それも併せてお願いをしたいと思います。 　今、教育長から回答いただきましたけども、少人数学級措置と教員の確保は同時並行的に行われなければなりません。しかしながら、２０１９年度に実施された公立小学校の採用試験の競争率は全国平均で２.７倍ということで、過去最低であったと文科省から報告をされております。最も低い自治体は１．４倍であったということ

	です。一概には言えませんけども、意欲があって能力もある人たちが集まりにくくなっている状況にはあると思います。 　今年２月の西日本新聞の社説を引用いたしますが、「意欲のある優秀な人材を教職に集めるには「ブラック企業」と呼ばれる労働環境の改善が欠かせない。各種会議の参加や報告、保護者への対応など、教員の多忙は目に余る。政府は働き方改革を本気で進め、余裕を持って子どもに向き合える環境整備を急ぐべきだ。人材を確保する道はそれしかない」と述べています。 　働き方改革の推進については、これまでの一般質問の中で提起をさせていただきました。もちろん、簡単に解決できるような問題ではありません。国、自治体、教育委員会、議会、学校、保護者、学校関係者等々が一体となって、真摯に取り組まなければ解決できない問題であると思います。 　が、しかし、将来を担う子どもたちのために、協力しながら、知恵を出し合いながら、少しでも前進していきたいと思っております。 　働き方改革につきましては、今後も、随時一般質問で取り上げてまいりたいと思っておりますので、引き続きの取り組みをお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。
議　　長	これで、１番　寺原裕明議員の一般質問を終わります。
休　　憩	
議　　長	ここで休憩いたします。 　午後２時から再開します。 （１３：５０）
再　　開	
議　　長	引き続き、会議を行います。 （１４：００）
議　　長	１２番　河内直子議員
河内議員	質問に入る前に、一般質問通告書の４ページ、件名の２番ですけれども、種苗法改正案についてとありますが、種苗法改正に書き換えていただければ幸いです。 　それでは、通告に基づき、順次質問させていただきます。 　今回は、暮らしを守る取り組みについて、種苗法改正について、介護保険について、大きく３点質問させていただきます。 　まず、初めに、暮らしを守る取り組みの、コロナ禍の下、陽性者や濃厚接触者等の自宅待機者への支援はどうなっているのかということについてお尋ねをいたします。 　新型コロナウイルスに感染し、入院もホテル待機もできず、保健所の調整待ちで、やむを得ず自宅待機を余儀なくされている方々、本当にご苦労が多いことと思います。全国では、自宅待機中に容体が急変し亡くなられた方もいらっしゃいます。本当に痛ましいことです。 　２週間もの自宅待機となった場合、一番困ることは毎日の食事ではないでしょうか。２、３日は、以前買い置きしていたもので事足りるとは思いますが、残りの１０日以上は買物にも行くこともできず、周りからの援助がなければ生活が立ち行かなくなってしまいます。自宅待機者へ行政からの支援が必要ではないでしょうか。 　行政としてどのような支援を行っているのか、お尋ねをいたします。
議　　長	福祉課長
福祉課長	お答えいたします。 　現在、自宅療養の方の支援につきましては、買物支援を行っておるところでございます。

	概要については、実施主体が社会福祉法人連絡会、実働として社会福祉協議会にお願いをしているところでございます。 対象者は、新型コロナウイルス感染症陽性者及び濃厚接触者で、自宅待機を余儀なくされ、周りに支援可能な方がいない世帯でございます。 期間につきましては、自宅待機期間概ね２週間としております。 支援内容は電話で購入品を伺いまして、食料品や日用品の買物を支援いたします。週２回を限度としております。できるだけ接触を減らすために、品物については、玄関先に置いて回収をしていただくと。それから、代金につきましては、社会福祉法人連絡会から資金提供をいただいておりまして、一時立て替えし、自宅待機期間終了後まとめてお支払いをいただくというような仕組みとしております。 受付は、福祉課もしくは社会福祉協議会としております。広報やチラシなどでの周知はしない方針で、保健所に事業の概要を説明し、必要な世帯に伝えていただくようになっておるところでございます。 以上でございます。
議　　長	河内議員
河内議員	これまで、その支援を受けられた方、町内にいらっしゃるんでしょうか。
議　　長	福祉課長
福祉課長	お答えいたします。 実績については、今のところございません。
議　　長	河内議員
河内議員	自宅待機中に容体が急変される方もいらっしゃいます。現在、一人暮らし高齢者向けに緊急通報システムが貸し出されていますけれども、万が一の場合、その緊急通報システムを貸し出すことはできないのか、お尋ねをいたします。
議　　長	福祉課長
福祉課長	お答えいたします。 緊急通報システムは、電話回線を使用したシステムでございます。これでありますので、設置工事が必要となります。住宅内に入って工事をする必要がありますので、工事関係者の感染対策等を考慮した場合、事実上、難しいというふうに考えておるところでございます。
議　　長	河内議員
河内議員	緊急事態宣言は解除となりましたが、まだまだ先の見えない新型コロナウイルス感染症です。気を緩ませることなく、これまでどおり３密を避け、感染予防対策にしっかり取り組んでいただくことをお願いし、次の質問に入ります。 次に、種苗法改正についてお尋ねをいたします。 これについては、午前中、５番　木村和彦議員からも質問があっていますので、重ならないように質問したいと思います。 そもそも、種苗法とは何でしょうか。種苗法は、国や自治体、民間企業などが開発した新品種について、開発者の権利、育成者権を保護する法律です。米や野菜など全ての農作物が対象であり、国に登録すれば２５年間、果樹などは３０年間、開発者に種苗の生産、販売の独占的権利が与えられるとするものです。 登録品種を自家採取した種を、他人に勝手に販売し譲渡することは禁じられていますが、一般品種には制限はありません。一般品種というのは、午前中課長からの答弁がありましたので省きます。 今回の改正法は、これまで農家が自由に行えた自家増殖、農家が収穫物の一部である種や苗を取り、次の栽培で利用することについて、一律に開発者の許諾制とするものです。

	現在、省令で規制される登録品種の数は、３９６種の植物群３,０２１品種ですが、法改正されれば、登録されている８,３１５品種のうち、残りの５,２９４品種が新しく許諾が必要となります。 政府は、自家増殖を許諾制とする理由を、シャインマスカットやイチゴなどの日本のブランド品が海外に持ち出され、無断栽培され、経済的損失を受けているからとしていますが、仮にシャインマスカットを開発した国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、農研機構が、農家の自家増殖を栽培契約で禁止していたら、流出は防げたでしょうか。ブドウは枝１本あれば増殖でき、誰でも種苗会社から購入ができるため、持ち出そうとする者がいれば、農家がそれを防ぐ術はありません。 そもそも、農研機構が流出先の中国、韓国で、品種登録をしていれば、差し止めなど法的措置を取ることができたはずですが、機構は、当初、輸出を想定しておらず、期限内に申請せず、対抗措置を取らなかったからです。 イチゴの章姫、レッドパールの流出も、日本の個人の開発者が韓国の生産者に、期間限定で契約者のみに利用を許諾し、合法的に持ち出されて無断増殖されたのであり、国内農家の自家増殖とは関係ありません。農家の自家増殖を原則禁止とする理由を、海外流出を防ぐためとするには無理があるのではないでしょうか。 見解をお尋ねいたします。
議　　長	農林商工課長
農林商工課長	お答えをいたします。 国の政策の是非について、ここで論じることはありません。農水省の説明資料によりますと、改正種苗法の目的として、海外流出防止とうたわれております。町のスタンスといたしましては、町内の農家に混乱がないように、その動向を注視をしていきたいと思っております。 以上です。
議　　長	河内議員
河内議員	育成権者を適切に保護し、地域の風土に合った優れた品種の開発を促すことは、地域の農業振興を図る上で大変重要だと思います。 しかし、今回の法改正は、農家の自家増殖については、育成権者が及ばないと規定した種苗法２１条の２項を削除し、自家増殖を原則自由から原則禁止に１８０度転換して、育成権者を著しく強化するものです。 ＵＰＯＶ条約、これは植物の新品種の保護に関する国際条約ですが、このＵＰＯＶ９１条を批准して２０年以上経過する今、なぜ転換するのでしょうか。農家の自家採取を禁じることで、許諾料で稼ぐ企業を応援し、種苗の開発予算に投じる公的予算を削減したいというのが本音ではないでしょうか。 種子法廃止で、公的種苗事業の法的根拠をなくし、農業競争力強化支援法により、品種の知見を民間企業に払い下げることを法定し、農家に自家増殖されては民間事業者が種苗事業でもうけられないので、原則禁止にするのではないでしょうか。 見解をお尋ねします。
議　　長	農林商工課長
農林商工課長	お答えをいたします。 当然、育成者権者には、国、都道府県の公設試験場あるいは農研機構、それから議員おっしゃいました民間事業者も当然含まれます。現在、私どもで民間事業者の動向というのはつかんでおりません。今後、国の示すガイドラインに沿って、各育成者権者のほうから、品種ごとの詳細が明らかになってくると思われます。私どもとしましては、その動向、民間事業者も含めて注視をしてまいりたいと考えております。

	以上です。
議　　長	河内議員
河内議員	今回の法改正には、まだまだ懸念すべき点があります。それは、判定制度と推定制度の導入です。 判定制度というのは、登録品種と同一か否かを農林水産省が判定できる制度で、開発権者や農家などが利用できる制度です。 推定制度というのは、育成権者が侵害された際に、登録時の特性表、品種の特性、区別性が記載された表ですが、この特性表に法的効果を持たせ、特性表と一致すれば侵害が推定される制度です。 例えば、ある品種の開発者が似た在来種を栽培する農家に対し、権利侵害だと訴えた場合、これまでは、訴えた側が登録品種の現物と比較して同一か否かを立証する責任がありましたが、今後は、特性表と同一だったと判定されれば、事実上、それ以上の立証責任を負わなくて済むようになり、逆に、訴えられた農家は、自らが栽培する品種が特性表の特性とは違うと反証しなければならなくなります。侵害が疑われる在来種と登録品種の区別性が確実に担保されていれば問題はないと思います。 しかし、登録品種の区別性を識別するのは、ＤＮＡ鑑定ではなく、農研機構の職員です。機構が保有するジーンバンクには、２２万点もの植物遺伝資源が保管されていますが、特性表はなく、登録時に全てのデータと比較対照するわけではありません。 在来種には特性表がないため、品種が変異し登録品種の特性表と偶然一致すれば、農家が敗訴となる可能性があるのではと考えますが、見解をお尋ねします。
議　　長	農林商工課長
農林商工課長	お答えをいたします。 議員おっしゃられるとおり、在来種には特性表はございません。今回の種苗法改正では、育成者権を保護する観点から、登録品種について、特性表を活用し疑義品種と登録品種の特性を比較することで、両者の区別性を推定する制度ということで設けられて、侵害立証を容易にすることとなっております。 ただ、国の説明資料によりますと、種苗法改正で登録品種の権利が及ぶのは、登録品種と全ての特性が同じ場合ですということで、特性については、大体５０から１００の特性がそれぞれの植物によってあると規定されております。それが全く同じ場合になるということで、農業者が栽培している在来種に登録品種の花粉が交雑して採れる種は、一般に登録品種と全ての特性が同じにはならないため、登録品種の権利は及ばないというふうに説明をされてあります。 ただ、万が一がないのかということで、偶然が偶然を呼んで、在来種が登録品種と全く同じになった場合はどうなるのかということで、国の見解も確認をいたしました。在来種が変異をして登録品種の特性表と偶然一致したといたしましても、在来種として栽培販売すれば、権利侵害には当たらないという見解でございます。 ただし、悪意を持って、在来種なのに登録品種と偽り栽培、販売することは、当然権利侵害につながるというふうな見解でございました。 以上でございます。
議　　長	河内議員
河内議員	２００８年の世界食料危機を一つの契機として、大規模な工業的農業よりも小規模な家族農業が再評価され、２０１８年には、国連総会で小農の権利宣言が決議されています。家族農業に欠かせない種子も農民の権利として、第１９条に、自家採種の種苗を保存、交換、販売する権利を持つことが規定されています。

	家族農業を重視し、種子の権利が国際的に広く認められる中で、自家増殖を原則禁止する今回の種苗法改正は、世界の流れに逆行するものではないでしょうか。見解をお尋ねします。
議　　長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 町のスタンスとして回答いたします。 種苗法の管理運営が適切になされるように、農家に混乱がないように、その動向を今後注視していきたいと思っております。 以上です。
議　　長	河内議員
河内議員	自然災害が毎年頻発し、新型コロナウイルスの蔓延で各国が食糧輸出を規制する中、食料自給率が先進国で最低レベルの我が国で、いかに食料自給率を高め、国民に安定的に食料を供給する体制を整えるのか。国の責務として問われていると言えます。野菜の種子の９割は、海外の圃場で交配され輸入されており、種子の自給率の向上も求められるのではないでしょうか。 こうした状況で、登録品種に限るとはいえ、農民から採取の権利を制限し、バイオ化学企業に利益をもたらす制度を推し進めることは、農家の自給力を奪い、持続的な食料生産を危うくするのではないでしょうか。見解をお尋ねします。
議　　長	農林商工課長
農林商工課長	お答えします。 繰り返しになりますけど、町のスタンスとして回答いたします。 今回の種苗法の管理運営が適切になされるように、農家に混乱がないように、その動向を注視をしていきたいと考えます。 以上です。
議　　長	河内議員
河内議員	町長、何か一言ありましたらお願いいたします。
議　　長	田頭町長
町　　長	お答えいたします。 筑前町の農業は、土地利用型の農業も拡大農業も間違いなく柱として進めております。あわせて、そういった小規模農業についても保全していくことが本町の重層的な農業形態であると、そのようにも考えます。 また、先ほどの種苗法改正につきましては、かなり専門的知識を有する案件だと私は認識しております。これは、また、本町にとどまらず全国的な町村の課題でもあろうかと思いますので、全国町村会等々はこういった研究専門分野を持っておりますので、ぜひ、こういった分野で研究、検討していただいて、そして政策的に政治的に動きが必要であれば、ほかの自治体と歩調を合わせながら取り組んでいきたいと、そのように考えます。 以上です。
議　　長	河内議員
河内議員	企業による種の支配を許さず、稲などの主要農作物の種子は公的な供給体制を維持し、野菜や穀類も含めた在来品種の種子については地域の共有財産と位置づけて、農家や市民が日常的に自家採取し利用し次世代へと引き継ぐことが必要だと申し述べ、次に移ります。 最後に、介護保険についてお尋ねをいたします。 介護保険は、３か年の事業計画によって運営され、２０２１年度からその事業計画の第８期に入ります。また、２０２０年４月は制度開始から満２０年という節目

	でした。 現在、介護をめぐって問われている目前の大問題はコロナ危機への対応です。新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、２０２０年の春以降、ホームヘルプ、デイサービスなど、在宅介護では深刻な利用抑制が起こり、多くの介護事業所が大幅な減収に見舞われています。 要介護の高齢者は最も弱い立場の人たちであり、介護の現場では、利用者、従事者の感染、特にクラスター、集団感染の発生を防ぐための必死の努力が続けられています。 そのため、ただでさえ過重だった介護従事者の労働は、一層苛酷となっています。 社会全体を不安が覆う中、ヘルパーや施設職員が暴言、ハラスメントの被害を受ける事例も急増しています。現場の疲弊は極限に達し、介護従事者のコロナ離職も起こり出しています。 ところが、自民、公明政権は、コロナ禍に苦しむ要介護者に追い打ちをかけるように利用料の負担増を押しつけてきました。 厚生労働省は、２０年６月、コロナで経営が苦しくなっている介護事業所への救済策という名目で、デイサービス、ショートステイなどの報酬単価を加算することを決めました。その結果、利用者が負担する１割から３割の利用料の額も引き上がることになりました。サービスの内容は変わらないのに、利用料だけが高くなるという事態に、利用者家族から驚きと憤りの声が上がっています。 また、厚生労働省は、報酬単価を上げる一方、保険給付の上限額は変えませんでした。そのため、報酬引き上げによって保険給付をはみ出した部分が自費となり、多額の負担増を強いられるケースも出てきています。 さらに、この報酬引き上げは、介護事業者が利用者家族に説明を行い、同意が得られた場合のみ適用されます。利用料の負担増を認めてくれるよう、事業所が利用者を説得しない限り、事業所の収入は増えません。これのどこが救済策と言えるのでしょうか。政府が決めた報酬改定でありながら、それを説明して、利用者の反発を買う役目は事業者に押しつける。この姑息なやり方にも怒りの声が上がっています。 東京商工リサーチの調査によれば、２０２０年の老人福祉介護事業の倒産は、介護保険法が施行された２０００年以後、過去最多を更新しました。また、資金難や人手不足で行き先が見通せない中、倒産に至る前に休廃業、解散を決める介護事業所も過去最多水準になっています。リポートの中でも、国が抜本的な福祉の基盤整備に乗り出さない限り、介護福祉事業所の淘汰はさらに加速し、高齢者はもちろん、要介護の家族を持つ若年層にも深刻な影響を与えかねないと警鐘を鳴らしています。 介護現場がコロナ危機で大変な困難に直面している渦中に、そのどさくさに紛れて制度改悪も決められました。２０１４年に、安倍自民、公明政権が強行した法改定により、それまで介護保険給付として行われてきた要支援１、２に対するホームヘルプやデイサービスは、市町村が実施する総合事業、介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防・生活支援サービス事業に置き換えられました。総合事業による支援は、保険給付よりも単価が低く設定され、予算に上限がつけられます。まさに要支援者を介護保険の対象から追い出していくという、大改悪にほかなりません。 ところが、厚生労働省は２０２０年１０月、要支援者だけでなく、要介護と認定された人についても、本人が希望して市町村が認めれば、総合事業の対象にできるようにする制度改変を、国会審議にかからない厚生労働省令の改定だけで実行するという挙に出ました。実施は今年の４月からです。

	厚生労働省は、当初、総合事業の対象は、要介護１から５まで全ての要介護者、過去に総合事業を受けたことがない人も新規で利用させられるようにするとしていましたが、介護関係者や野党の追及の声が高まる中、今回の制度改変の対象を、要支援者として総合事業を利用し、その後、要介護に変わった人が支援の継続を希望する場合に限るよう、改編案の中身を変更しました。 また、要介護者に対応する総合事業のメニューも、介護予防・生活支援サービス事業の中の、住民主体による支援サービスＢと、医療支援サービスＤに限ることを明示しました。制度改変は限定的にはなりましたが、要介護者の受給権が侵害される懸念は消えていません。要介護者へのサービス後退は許されないことです。 第８期事業計画に向けては、さらに利用者負担増も計画されています。負担増の第１は、施設の食費負担の引き上げです。現在、世帯全員が住民税非課税で年金収入が８０万円以上の施設利用者には補足給付が適用され、所得区分第３段階として、特別養護老人ホーム、多床室の場合、食費負担額は月２万円に抑えられています。 政府は、２０２１年度から、この第３段階を、第３段階１、住民税非課税世帯、年金収入８０万円から１２０万円、第３段階２、住民税非課税世帯、年金収入１２０万円を超える人に分け、第３段階２に該当する人については、食費負担を月２万２,０００円引き上げて４万２,０００円にするとしています。 負担増の被害に遭うのは、特別養護老人ホームなどの施設に入所する年金収入が月１０万円から１２万円程度の人たちです。これらの人たちは、既に食費、居住費、利用料、介護保険料として毎月約６万円を負担しています。また、厚生労働省の調査によれば、これらの施設入所者は、施設内の洗濯、理美容の利用料や、教養、娯楽費など、平均で月約２万円を支出しています。この上に、食費負担を２万２,０００円も引き上げられたなら、年金が月１０万の人は、完全な支出超過となってしまいます。まさに、身ぐるみを剥ぐ負担増と言えるのではないでしょうか。 これに連動して、住民税非課税世帯で年金収入１２０万円以上の人がデイサービスやショートステイを利用する際の１食当たりの食費負担も引き上げられます。 ほかにも、年収７７０万円以上の層について、現行の負担限度額４万４,４００円を２倍以上の９万３,０００円に、１,１６０万円以上の層については、３倍以上の１４万１００円に引き上げることが計画されています。 政府はこうした負担増を、一定の所得がある層に能力に応じた負担を求める応能負担だと説明していますが、本来、応能負担というのは、税、社会保険料における負担の原則ではないでしょうか。 介護の利用料や医療の窓口負担を引き上げれば、要介護度が重い人や病気が重症の人ほど負担は重くなります。それは、要介護者や患者の困難に追い打ちをかけ、利用、受診の抑制を招きます。こうした負担増は応能負担ではなく応益負担の強化にほかなりません。特に、介護保険の場合、去年まで働いていて一定の所得があったが、現在は要介護状態で所得が激減したという人が、前年所得を理由に高い利用料を負担させられるという事態が起こり得るのではないでしょうか。 所得の高い人に応分の負担とは到底言えないのではと考えますが、見解をお尋ねします。
議　　長	福祉課長
福祉課長	回答いたします。 第８期の詳細については、正式にはいまだまだ国のほうから内容のほうが示されておりません。また、最終決定が今月下旬の広域連合議会において決定をすることになっております。現段階では手元に、昨年の３月１０日、全国介護保険高齢者保健福祉担当課長会議の資料、これが手元にあります最新の資料でございまして、こ

	れを前提に回答させていただきたいと思います。 第８期の利用料等の見直しについては、議員ご指摘のとおり２点ほどございます。 １点目が、先ほど議員おっしゃられた高額介護サービス費の見直しについてでございます。現行の現役並み所得者のうち、年収７７０万円以上の者と、年収約１,１６０万円以上の者について、世帯の負担上限額を現行の４万４,４００円から、それぞれ９万３,０００円、１４万１００円とするもので、所得に応じた応能負担であるというふうに考えます。介護保険の利用は１割負担でございますけれども、こちらが応益負担、利用料に応じた負担というふうに考えておりまして、いわゆる応益負担の範囲内での応能負担の見直しであるというふうなところで考えておるところでございます。 ２点目が、施設サービス、短期入所サービス利用者等の食費、居住費の利用負担の見直しでございます。これについては、平成１７年度の介護保険法改正によりまして、保険給付の対象外というふうになりました。ですが、低所得者の方については、いわゆる補足給付費という形で現在も給付をされておるところでございます。また、平成２６年の改正では、一定の預貯金のある場合等は対象外とされたところでございます。 この流れの中で、今回の改正ではその補足給付費を残しつつ、低所得者の方の所得階層を細分化し、相応の負担が求められているものということでございます。この見直しについても、利用日数等の負担が応益負担というふうに捉えているところでございまして、１点目の見直し同様、応益負担の範囲内の応能負担の見直しであるというふうに考えます。 また、この補足給付費の見直しについての負担の在り方については、平成１７年度の改正から今回の改正まで、一貫して在宅で介護を受ける方と施設入所でのサービスを受ける方との公平性の確保のための見直しであるというふうに認識をしているところでございます。 いずれにしましても、この給付と負担の在り方については、国において制度の持続可能性の確保など様々な観点角度から、今後も議論、見直しがなされていくものと理解をしておるところでございます。 以上でございます。
議　　長	河内議員
河内議員	町長の見解はいかがでしょうか。
議　　長	田頭町長
町　　長	今、福祉課長が説明したとおりでありますけれども、この議論につきましては、広域連合の中で十分議論がされ、そういった意見の中で最終的に３月から行われます議会によって決定されると。３３自治体が加入しておりますので、その中で議論をし、決定をする。それに従って本町も施策を展開していくと、そのようなことになろうかと思います。
議　　長	河内議員
河内議員	介護保険導入後、保健所や福祉事務所による地域の高齢者の実情を把握して生活や健康を支える事業は後退し、介護保険任せにされてきましたが、老人福祉法に基づく措置制度は残され、虐待被害や社会的孤立など、複合的な困難を抱えるいわゆる処遇困難の高齢者を救済する責任は、引き続き自治体が負っています。 貧困と格差が広がり、高齢者と家族が抱える問題も複雑化する中、この間、厚生労働省も、困難を抱えた高齢者を積極的に措置制度で救済するよう自治体に呼びかけています。 今後も、地域の高齢者の実状をつぶさに把握し、一人たりとも処遇困難の高齢者

	を出さない福祉行政を進めていただくことをお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。
議　　長	これで、１２番　河内直子議員の一般質問を終わります。
散　　会	
議　　長	以上で一般質問を終結します。 本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。 （１４：４１）